

2.4. 多摩川

2.4.1. 生育・生息種の状況

多摩川において生育・生息が確認された生物の確認種数を表 2-32 に示すとともに、植生図及び主な確認種(群落)を図 2-9 に示す。なお、各項目の現地調査における確認種一覧、植生調査結果は資料編に添付した。

表 2-32 分類群別確認種目科種数一覧(多摩川)

項目	目科種数	項目	目科種数
植物(科種数を記載)	59 科 198 種類	昆虫類(クモ類を含む)	10 目 81 科 203 種
鳥類	14 目 30 科 50 種	哺乳類	3 目 3 科 3 種
爬虫類	2 目 3 科 4 種	両生類	1 目 1 科 1 種
陸産貝類	1 目 2 科 3 種	土壤生物	19 目 41 科 64 種
魚類	4 目 6 科 16 種	底生動物	13 目 25 科 46 種

※ 注) 調査項目は、①植物、②昆虫類(クモ類を含む)、③鳥類、④哺乳類・爬虫類・両生類・陸産貝類、⑤土壤生物、⑥水生生物(魚類を含む)の 6 項目であるが、分類群別に示した。

多摩川は、山梨県・埼玉県の県境にある笠取山を源とし、河口まで延長 138km に及ぶ一級河川である。流域は東京都を中心に、埼玉県、神奈川県にまたがっている。多摩川は、羽村市の羽村取水堰、大田区の調布取水堰を境にして、上流域、中流域、下流域に区分することができる(「大田区の水生生物 大田区自然環境保全基礎調査報告書」 昭和 60 年)。上流域は、山地、丘陵地を流下し、中・下流域は武蔵野台地及び低地部分を流下している。

本業務の調査範囲は、世田谷区との境界から丸子橋までの区間であり、中流域と下流域の境界部分であった。調査範囲の上流側である世田谷区との境界から調査範囲の中央部付近までは、自然護岸となっている。そのため、上流部の水際には、ところどころに抽水植物のヨシが群落を形成していた。水際部から高水敷にかけてはなだらかな斜面となっており、一年生草本群落のメヒシバ・エノコログサ群落や、外来植物群落であるアレチウリ群落、セイタカアワダチソウ群落、セイバンモロコシ群落が広がっていた。特にアレチウリ群落が、大きな群落を形成していた。一方、調査範囲の下流側はコンクリート護岸が施されており、水際部にまとまった植生はみられなかった。高水敷は、野球場やテニスコート等が整備されており、その周辺には定期的に管理されている人工草地在りみられた。



多摩川



水際のヨシ群落

以上のように、多摩川は、開放水面と草本植生が中心であり、そのような環境を生息地とする動物が確認された。

昆虫類は、草地性の種が大半を占めており、樹林性の種は非常に少なかった。そのような中、マツノヒゲボソカスミカメ、ヒメヒラタタマムシ、ナミアゲハ等の樹林性の種や、草地性のトノサマバッタ、クルマバッタモドキ、ハネナガイナゴ等のバッタ類やナガメ、オオメカメムシ、ウズラカメムシ等のカメムシ類が確認された。また、河川等の比較的流れが緩やかな淵などを幼虫期の生息場所とするアジアイトトンボ、シオカラトンボ、アキアカネ等のトンボ類が確認された。

鳥類では、多摩川の岸边や人工構造物上で、ゴイサギ、ダイサギなどのサギ類、マガモ、ハシビロガモなどのカモ類、ユリカモメなどカモメ類、バン、カイツブリ、カワセミなど、水辺に生息する鳥類が多数確認された。河川敷のグラウンドや草地ではコチドリ、タヒバリなどが見られ、並木や植栽木の周辺ではシジュウカラやメジロ等樹林性の種も確認された。本川や河川敷の上空で、ミサゴ、トビ、オオタカ、チョウゲンボウなど猛禽類4種が確認されたのは特筆すべき点である。

哺乳類・爬虫類・両生類は、多摩川の水際部でイタチ、ドブネズミ、ミシシippアカミミガメ、ウシガエル等が確認された。また、河川敷の草地では、アズマモグラ、ニホンカナヘビ、ヒバカリが確認された。陸産貝類は、道路脇の並木の根際等で、ウスカワマイマイやオナジマイマイ、コハクガイが確認された。

土壌生物は、草地ではウツキコモリグモ、ヒメオオメカメムシ、オオヒラタシデムシ、スナゴミムシダマシ等の乾いた環境を好む種が確認された。また、水際部ではオオクロカメムシ、ヨツモンコミズギワゴミムシ、ヒメキベリアオゴミムシ等の湿った環境を好む種が確認された。

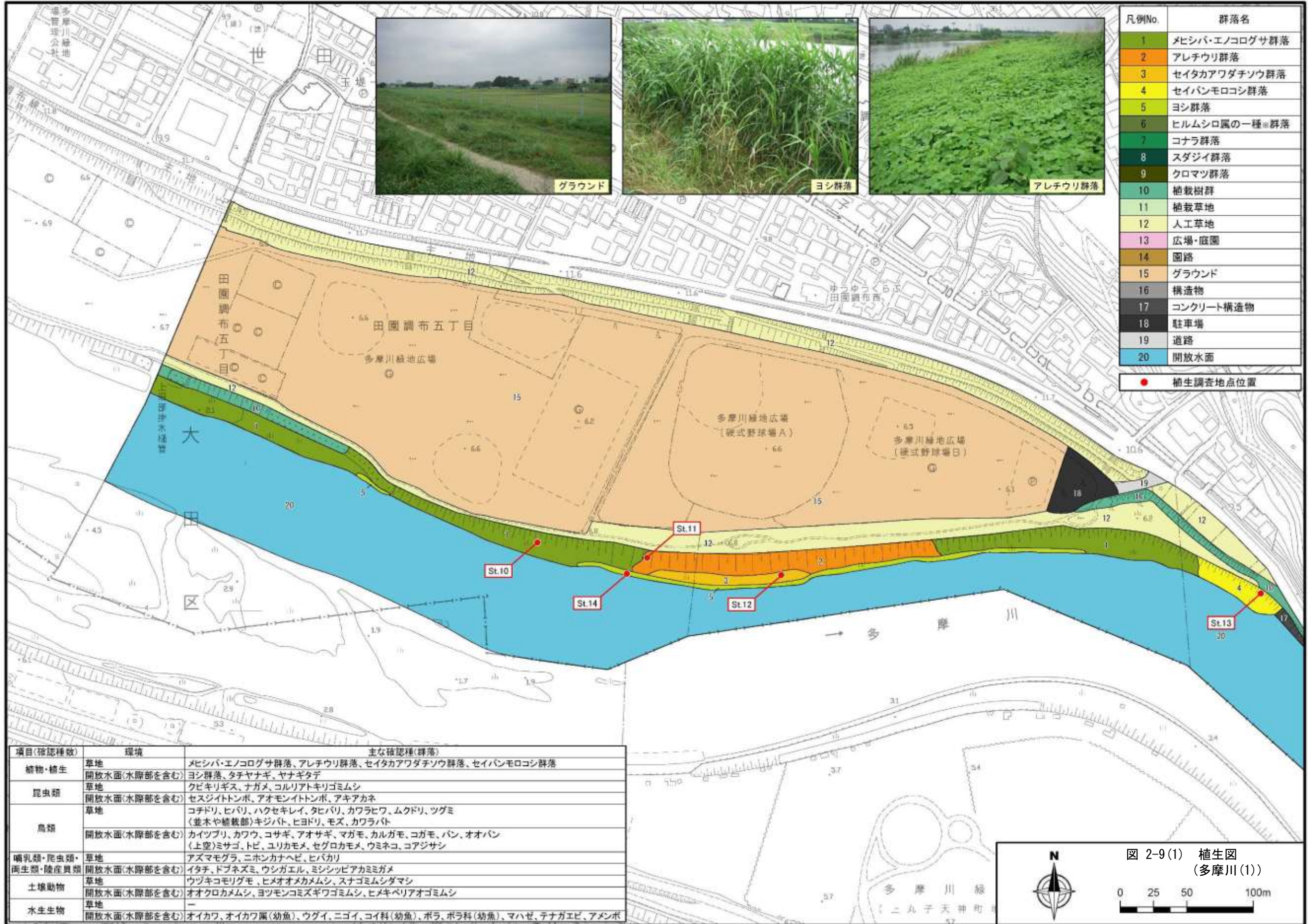
水生生物では、多摩川の調査箇所は、調布堰下流側に1箇所、上流側に2箇所あり、調布堰の下流側が感潮域、上流側が淡水域に分けられる。そのため、多摩川では、淡水性種だけでなく汽水・海水性種もみられ、他の地点よりも多くの種が確認された。確認された種は、オイカワ、ニゴイなどの淡水魚、ウグイなどの回遊魚、ボラやマハゼなどの汽水・海水魚、オイカワ属、コイ科などの幼魚、フロリダマミズヨコエビやテナガエビ、*Neocardina* 属などの甲殻類、アメンボ、*Micronecta* 属などの水生昆虫類等であった。



河川敷のアレチウリ群落



グラウンド

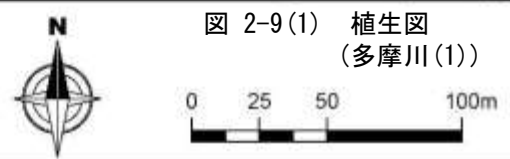


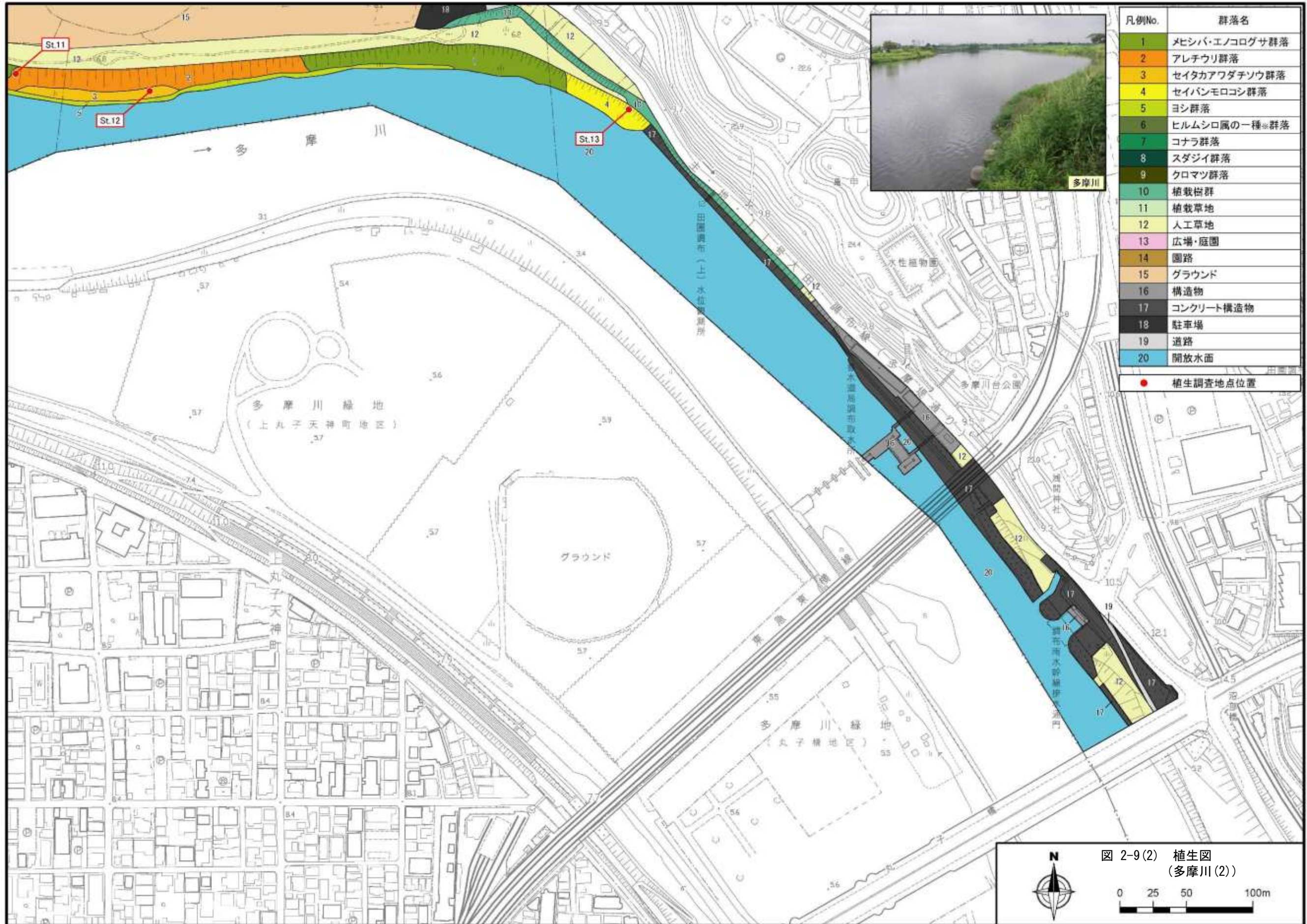
凡例No.	群落名
1	メヒシバ・エノコログサ群落
2	アレチウリ群落
3	セイタカアワダチソウ群落
4	セイバンモロコシ群落
5	ヨシ群落
6	ヒルムシロ属の一種※群落
7	コナラ群落
8	スダジイ群落
9	クロマツ群落
10	植栽樹群
11	植栽草地
12	人工草地
13	広場・庭園
14	園路
15	グラウンド
16	構造物
17	コンクリート構造物
18	駐車場
19	道路
20	開放水面

● 植生調査地点位置

項目(確認種数)	環境	主な確認種(群落)
植物・植生	草地	メヒシバ・エノコログサ群落、アレチウリ群落、セイタカアワダチソウ群落、セイバンモロコシ群落
	開放水面(水際部を含む)	ヨシ群落、タチヤナギ、ヤナギタデ
昆虫類	草地	クビキリギス、ナガメ、コルリアトキリゴミムシ
	開放水面(水際部を含む)	セスジイトトンボ、アオモンイトトンボ、アキアカネ
鳥類	草地	コチドリ、ヒバリ、ハクセキレイ、タヒバリ、カワラヒワ、ムクドリ、ツグミ (並木や植栽部)キジバト、ヒヨドリ、モズ、カワラバト
	開放水面(水際部を含む)	カイツブリ、カワウ、コサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、バン、オオバン (上空)ミサゴ、トビ、ユリカモメ、セグロカモメ、ウミネコ、コアシサシ
哺乳類・爬虫類・両生類・陸産貝類	草地	アズマモグラ、ニホンカナヘビ、ヒバカリ
土壌動物	開放水面(水際部を含む)	イタチ、ドブネズミ、ウシガエル、ミシシッピアカミミガメ
	草地	ウツキコモリグモ、ヒメオオメカメムシ、スナゴミムシダマシ
水生生物	開放水面(水際部を含む)	オオクロカメムシ、ヨツモンコムシギワゴミムシ、ヒメキベリアオゴミムシ
	草地	-
	開放水面(水際部を含む)	オイカワ、オイカワ属(幼魚)、ウグイ、ニゴイ、コイ科(幼魚)、ボラ、ボラ科(幼魚)、マハゼ、テナガエビ、アメンボ

図 2-9(1) 植生図 (多摩川(1))





2.5. 重要種

現地調査により確認された種を対象に、表 2-33 に示す基準に該当する種を重要種として選定した。重要種位置図を図 2-10 に示す。

表 2-33 重要種選定基準

植物	選定基準 1 (保護法)	文化財保護法(昭和 25 年 法律第 214 号) 特:特別天然記念物 天:天然記念物
	選定基準 2 (種の保存法)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年 法律第 75 号) 内:国内希少野生動植物種 際:国際希少野生動植物種 緊:緊急指定種
	選定基準 3 (環境省レッド)	哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリストの見直しについて(環境省 2007 年 8 月 3 日) EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足
	選定基準 4 (旧東京都レッド)	東京都の保護上重要な野生生物種(東部)(東京都 平成 10 年) A:絶滅危惧種 B:危急種 C:希少種 D:絶滅種 UK:情報不足
	選定基準 5 (新東京都レッド)	東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～(区部) (東京都 平成 22 年) EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足
動物	選定基準 1 (保護法)	文化財保護法(昭和 25 年 法律第 214 号) 特:特別天然記念物 天:天然記念物
	選定基準 2 (種の保存法)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年 法律第 75 号) 内:国内希少野生動植物種 際:国際希少野生動植物種 緊:緊急指定種
	選定基準 3-1 (環境省レッド 1)	哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリストの見直しについて(環境省 2007 年 8 月 3 日) EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足
	選定基準 3-2 (環境省レッド 2)	鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて(環境省 2006 年 12 月 22 日) EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足
	選定基準 4 (旧東京都レッド)	東京都の保護上重要な野生生物種(区部)(東京都 平成 10 年) A:絶滅危惧種 B:危急種 C:希少種 D:絶滅種 UK:情報不足
	選定基準 5 (新東京都レッド)	東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～(区部) (東京都 平成 22 年) EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 留:留意種

①植物

現地調査の結果、重要種としてジャヤナギ、コゴメヤナギの1科2種が確認された。重要種一覧(植物)を表2-34に示す。また、確認された重要種の概要について以下に示す。

表 2-34 重要種一覧(植物)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				重要種選定基準				
			6月	8月	10月	3月	1	2	3	4	5
1	ヤナギ	ジャヤナギ	●	●	●	●				C	NT
2		コゴメヤナギ	●	●	●	●				C	
1科2種			2種	2種	2種	2種	—	—	—	2種	1種

選定基準 1:文化財保護法(昭和25年 法律第214号)

特:特別天然記念物 天:天然記念物

選定基準 2:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年 法律第75号)

内:国内希少野生動植物種 際:国際希少野生動植物種 緊:緊急指定種

選定基準 3:哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物I及び植物IIのレッドリストの見直しについて(環境省 2007年8月3日)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧IA類 EN:絶滅危惧IB類 VU:絶滅危惧II類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

選定基準 4:東京都の保護上重要な野生生物種(東部)(東京都 平成10年)

A:絶滅危惧種 B:危急種 C:希少種 D:絶滅種 UK:情報不足

選定基準 5:東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)~東京都レッドリスト~(区部)(東京都 平成22年)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧IA類 EN:絶滅危惧IB類 VU:絶滅危惧II類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

【種名】	ジャヤナギ(ヤナギ科)	
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C 選定基準 5(新東京都レッド):NT	
【一般生態】	本州(関東地方以西)、四国、九州に分布する高木である。低地の小川沿いや湿地、山間の沢などに生育する。高さ7~8m、葉は披針形、幅は基部近くに最広部があり、下面は粉白、鋸歯は細かく、側脈は中脈から角度を狭くして先端に向かう。雌株のみであり、雄株は発見されていない。おそらくふるく中国から渡来した種であると考えられている。	
【確認状況】	河川敷において、1株の生育が確認された。	
	確認株(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	コゴメヤナギ(ヤナギ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C
【一般生態】	本州(東北地方南部、関東地方、中部地方、近畿地方)に分布する高木である。本州中部に多産し、日当たりのよい冷涼な場所を好むが、暑さにも耐える。河川流域、山間、高原などの湿地や斜面に生育する。葉は小さく披針形～長楕円状披針形、両面中央脈基部に細毛がある。時に高さ 20m くらいの大高木になる。
【確認状況】	河川敷において、1 株の生育が確認された。
	
確認株(多摩川)	確認環境(多摩川)

②昆虫類(クモ類を含む)

現地調査の結果、重要種としてセスジイトトンボ、アオモンイトトンボ、チャバネクビナガゴミムシ、ヤノシギゾウムシの3科4種が確認された。重要種一覧(昆虫類)を表2-35に示す。また、確認された重要種の概要について以下に示す。

表 2-35 重要種一覧(昆虫類)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				重要種選定基準				
			6月	8月	10月	1月	1	2	3	4	5
1	イトトンボ	セスジイトトンボ		●						C	CR
2		アオモンイトトンボ		●	●					C	
3	オサムシ	チャバネクビナガゴミムシ	●							C	NT
4	ゾウムシ	ヤノシギゾウムシ		●						C	
3科4種			1種	3種	1種	—		—	—	4種	2種

選定基準 1:文化財保護法(昭和 25 年 法律第 214 号)

特:特別天然記念物 天:天然記念物

選定基準 2:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年 法律第 75 号)

内:国内希少野生動植物種 際:国際希少野生動植物種 緊:緊急指定種

選定基準 3:哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリストの見直しについて(環境省 2007 年 8 月 3 日)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

選定基準 4:東京都の保護上重要な野生生物種(区部)(東京都 平成 10 年)

A:絶滅危惧種 B:危急種 C:希少種 D:絶滅種 UK:情報不足

選定基準 5:東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)~東京都レッドリスト~(区部及び本土部)(東京都 平成 22 年)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類

VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 留:留意種

【種名】	セスジイトトンボ(イトトンボ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C 選定基準 5(新東京都レッド):CR
【一般生態】	北海道、本州、四国、九州に分布する。成熟成虫は、平地から丘陵地にかけての植生豊かな池沼にも見られるが、むしろ少しでも浮葉植物がある湖岸や河川の緩流域、水郷地帯の用水路など、やや流れのある水域で観察されることが多い。成虫は 5 月頃から 10 月まで見られる。
【確認状況】	8 月調査時に、河川敷の草地において 2 個体が確認された。



確認個体(多摩川)



確認環境(多摩川)

【種名】	アオモンイトトンボ(イトトンボ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C
【一般生態】	本州、四国、九州、南西諸島に分布する。成虫は 4～10 月頃まで発生し、主に平地や丘陵地の池沼や水田、湿地の滞水から人工的な池沼までかなり広範囲にわたって見られ、しばしば汽水域でも見られる。幼虫は、挺水植物の根際や浮葉植物・沈水植物の繁みに潜んで生活している。
【確認状況】	8 月調査時に、河川敷の草地において 1 個体、10 月調査時に河川敷の草地において 1 個体が確認された。
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>確認個体(多摩川)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>確認環境(多摩川)</p> </div> </div>	

【種名】	チャバネクビナガゴミムシ(オサムシ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C 選定基準 5(新東京都レッド):NT
【一般生態】	北海道、本州、四国に分布する。主にヨシ原に生息するが、詳しい生態はわかっていない。
【確認状況】	6 月調査時に、河川敷の湿地において 1 個体が確認された。
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>確認個体(多摩川)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>確認環境(多摩川)</p> </div> </div>	

【種名】	ヤノギゾウムシ(ゾウムシ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C
【一般生態】	本州、四国、九州に分布する。エノキ等に寄生し、成虫は実に口吻で穴を開け、卵を産む。幼虫は実の中で育つ。
【確認状況】	8月調査時に、河川敷のエノキから1個体が確認された。



確認個体(多摩川)



確認環境(多摩川)

③鳥類

現地調査の結果、重要種としてカンムリカイツブリ等のカイツブリ類、ダイサギ等のサギ類、トビ等の猛禽類、コチドリ、イソシギ等のシギ・チドリ類、ヒバリやモズ等のスズメ目の鳥類、合計 15 科 21 種が確認された。重要種一覧(鳥類)を表 2-36 に示す。また、確認された重要種の概要について以下に示す。

表 2-36 重要種一覧(鳥類)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				重要種選定基準				
			6月	7月	10月	1月	1	2	3	4	5
1	カイツブリ	カイツブリ		●	●	●					NT
2		カンムリカイツブリ				●				C	留
3	サギ	ダイサギ	●	●	●	●				C	VU
4		コサギ	●	●	●						VU
5	カモ	ミコアイサ				●				C	NT
6	タカ	ミサゴ				●			NT	B	EN
7		トビ		●		●				C	NT
8		オオタカ				●		内	NT	B	CR
9	ハヤブサ	チョウゲンボウ			●	●				C	EN
10	クイナ	バン			●						VU
11		オオバン			●	●					VU
12	チドリ	コチドリ	●								VU
13		イカルチドリ				●				C	DD
14	シギ	イソシギ	●			●					VU
15	カモメ	コアジサシ	●					際	VU	C	EN
16	アマツバメ	ヒメアマツバメ				●				C	VU
17	カワセミ	カワセミ				●					VU
18	ヒバリ	ヒバリ	●			●					VU
19	セキレイ	セグロセキレイ				●					VU
20	モズ	モズ			●	●					VU
21	ホオジロ	オオジュリン				●					NT
15 科 21 種			6 種	4 種	7 種	17 種	—	2 種	3 種	9 種	21 種

選定基準 1:文化財保護法(昭和 25 年 法律第 214 号)

特:特別天然記念物 天:天然記念物

選定基準 2:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年 法律第 75 号)

内:国内希少野生動植物種 際:国際希少野生動植物種 緊:緊急指定種

選定基準 3:鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて

(環境省 2006 年 12 月 22 日)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧

DD:情報不足

選定基準 4:東京都の保護上重要な野生生物種(区部)(東京都 平成 10 年)

A:絶滅危惧種 B:危急種 C:希少種 D:絶滅種 UK:情報不足

選定基準 5:東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)~東京都レッドリスト~(区部)(東京都 平成 22 年)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 留:留意種

【種名】	カイツブリ(カイツブリ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):NT
【一般生態】	ほぼ全国的に分布し、北海道と本州北部では夏鳥、本州中部以南では留鳥である。主に平野部の池、湖沼、河川などに広く生息する。ヨシ原の中や水中に繁茂する水草の上に、たくさんの水草の葉や茎を用いてヨシの浮巣をつくって繁殖する。魚類、甲殻類、昆虫、軟体動物などを潜水して捕食する。
【確認状況】	河道内において7月調査時に1個体、10月調査時に4個体、1月調査時に7個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	カンムリカイツブリ (カイツブリ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C 選定基準 5(新東京都レッド):留意種
【一般生態】	冬鳥として全国各地に渡来。近年、越冬数は増加傾向にあり、国内での繁殖も確認されている。湖沼、池、河川、河口、海岸などに生息する。水辺にヨシやマコモなどが密生する場所に浮巣をつくり繁殖する。水中にもぐって採食し、魚類を主食とするが、イモリや水生昆虫も食べる。
【確認状況】	1月調査時に、河道内において1個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	ダイサギ(サギ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C 選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	夏鳥として関東以南で繁殖するが、多くは冬に南へ移動する。河川、湖沼、湿地、海岸に生息し、魚類、カエル、甲殻類、昆虫などを捕食する。人が立ち入らない樹林で他のサギ類と集団で繁殖する。木の枝で皿形の巣を、木の又などに架ける。
【確認状況】	6月調査時に、多摩川の河川構造物上において1個体、7月調査時に多摩川の河川構造物上において1個体、10月調査時に河川敷に1個体、1月調査時に河川上空を飛翔する1個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	生息環境(多摩川)

【種名】	コサギ(サギ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	留鳥として本州以南で繁殖するが、留鳥だけでなく、地域的な移動をするものもいる。水田、河川、湖沼、湿地、干潟などの水辺に生息し、小魚、甲殻類、カエル、昆虫などを捕食する。マツ林や竹林、雑木林などを集団ねぐらや集団営巣地とする。
【確認状況】	6月調査時に、河川構造物上に1個体と上空を飛翔する1個体、7月調査時に河川構造物上に3個体、水路上に1個体、10月調査時に河川構造物上に2個体、河川敷で1個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	ミコアイサ(カモ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):EN
【一般生態】	冬鳥として渡来し、全国に分布。少数が北海道で繁殖。湖沼、池、河川などに生息する。繁殖期は森林内の流れの早くない川や湖沼にすみ、水辺に近い樹洞で繁殖する。魚類よりも他の水生動物をよく捕食する。
【確認状況】	1月調査時に、河道内を遊泳する1個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)


【種名】	ミサゴ(タカ科)
【重要種基準】	選定基準 3(環境省レッド):NT 選定基準 4(旧東京都レッド):B 選定基準 5(新東京都レッド):EN
【一般生態】	全国に分布し、北日本では冬鳥。河川、湖沼、海岸に生息する。高い場所に巣をつく繁殖する。生きた魚を捕食する。
【確認状況】	1月調査時に、上空を飛翔する1個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	トビ(タカ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C 選定基準 5(新東京都レッド):NT
【一般生態】	留鳥として全国に分布し、海岸や、平地から低山の林に生息する。樹上に営巣する。昆虫、魚類、両生類、爬虫類、鳥類、哺乳類など、生きた動物から死んだものまでさまざまなものを餌にする。
【確認状況】	7月調査時に、上空を飛翔する1個体、1月調査時にも上空を飛翔する1個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	オオタカ(タカ科)
【重要種基準】	選定基準 2(種の保存法):内 選定基準 3(環境省レッド):NT 選定基準 4(旧東京都レッド):B 選定基準 5(新東京都レッド):CR
【一般生態】	留鳥として九州以北に分布し、近年は西日本や都市周辺の樹林地でも繁殖が確認されている。平地から低山帯の林に生息し、アカマツなどの樹木に巣を架ける。農耕地などの林縁部周辺で、小～中型の鳥獣を補食する。
【確認状況】	1月調査時に、上空を飛翔した後、岸辺の樹木にとまる1個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	チョウゲンボウ(ハヤブサ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C 選定基準 5(新東京都レッド):EN
【一般生態】	本州中部、東北地方などで繁殖。全国各地の根雪のない地方で越冬する。農耕地、荒れ地、干潟などに生息し、河川や海岸の岩穴、橋桁、ビルなどの隙間で営巣する。ネズミや小鳥を捕食する。
【確認状況】	10月調査時に、上空を飛翔する1個体、1月調査時にも河川や河川敷上空を飛翔する1個体が確認された。
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>確認個体(多摩川)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>確認環境(多摩川)</p> </div> </div>	

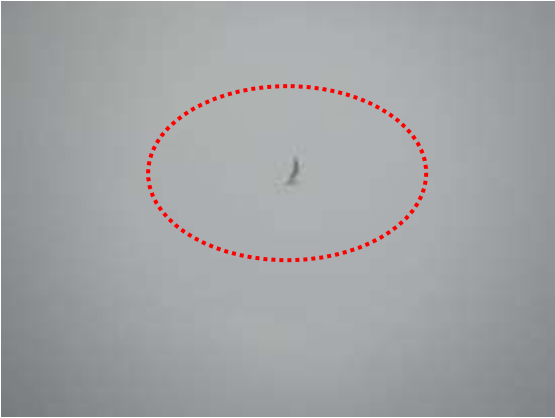

【種名】	バン(クイナ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	北海道から南西諸島、小笠原諸島に分布・繁殖する。湖沼、河川、水田、湿地に生息。昆虫、貝などの小動物や植物を食べる。若鳥がヘルパーとして親のなわばり内に残り、繁殖を手伝う行動が見られる。
【確認状況】	10月調査時に、河道内を遊泳している2個体が確認された。
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>確認個体(多摩川)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>確認環境(多摩川)</p> </div> </div>	

【種名】	オオバン (クイナ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	主に本州中部以北で局所的に繁殖する。冬季は本州中部以南に移動するものもいる。ヨシなどの生える湖沼、河川に生息する。草を重ねて皿形の巣をつくる。水生植物や小魚、昆虫などを食べる。
【確認状況】	10月調査時に、河道内を遊泳する3個体、1月調査時にも河道内を遊泳する3個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	
	
確認環境(多摩川)	

【種名】	コチドリ(チドリ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	主に夏鳥として飛来し、全国に広く分布する。河川敷、砂浜海岸、埋立地などで繁殖し、地上に砂利や小石を集めた簡単な巣をつくる。採餌場所は主に湿地で、水田や川筋でも採餌する。餌は主に水生昆虫。
【確認状況】	6月調査時に、河川敷のグラウンドにおいて3個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	
	
確認環境(多摩川)	

【種名】	イカルチドリ(チドリ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C 選定基準 5(新東京都レッド):DD
【一般生態】	留鳥として全国に広く分布し、繁殖する。大きな河川の中州、河原で繁殖し、砂利や小石、小枝や枯れ葉を産座に集め、裸地上に簡単な巣をつくる。採餌場所は川筋や湿地、水田やハス田などで、水生昆虫やミミズなどの小動物を食べる。
【確認状況】	1月調査時に、河川敷のグラウンド等において合計7個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	イソシギ(シギ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	全国に分布し、九州以北で夏鳥である。河川、湖沼、水田、海岸、河口、干潟などに生息し、河川中流域の川原に多い。早瀬でユスリカやアブの幼虫、トビケラの幼虫などを捕食する。
【確認状況】	6月調査時に、河川構造物上において1個体、1月調査時には岸辺の石上で1個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	コアジサシ(カモメ科)
【重要種基準】	選定基準 2(種の保存法):国際希少野生道植物種 選定基準 3(環境省レッド):VU 選定基準 4(旧東京都レッド):C 選定基準 5(新東京都レッド):EN
【一般生態】	本州以南に夏鳥として飛来する。海岸、河川、埋立地などで繁殖する。水中へダイビングして小魚などを捕らえる。
【確認状況】	6月調査時に、上空を飛翔する6個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	ヒメアマツバメ(アマツバメ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C 選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	1960年代に関東以西の太平洋岸の温暖な地域で局地的に観察され、以後分布を拡大する傾向にある。留鳥として、主に平野部の市街地やその周辺の丘陵地に生息する。上空を飛び回りながら飛翔性昆虫を捕食し、巣材集めや水飲みなども地上に降りることなく行う。繁殖期は4～12月まで、コンクリートの建造物に巣をつくる他、コシアカツバメの古巣を利用することもある。
【確認状況】	1月調査時に、多摩川及び河川敷上空を飛翔する20個体以上が確認された。
	
確認種※	確認環境(多摩川)

※ 写真出典:日本の野鳥 590(平凡社 2000)

【種名】	カワセミ(カワセミ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	留鳥として本州以南に広く分布し、北海道では夏鳥。北方のものは漂鳥である。水辺に生息し、魚類、甲殻類、水生昆虫などを水中に飛び込んで捕らえる。垂直な崖に穴を掘って営巣する。
【確認状況】	1月調査時に、多摩川に沿って飛翔する1個体が確認された。
	
確認種※	確認環境(多摩川)

※ 写真出典:日本の野鳥 590(平凡社 2000)

【種名】	ヒバリ(ヒバリ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	留鳥として九州以北で繁殖し、北海道では夏鳥。平地から高原の草地、農耕地、河原などの開けた場所で、背の低い草が疎らに生えた環境に生息する。草の生えた地上に巣をつくり繁殖し、地上を歩きながら、昆虫やクモなどの他、秋冬には草の種子も食べる。
【確認状況】	6月調査時に、河川敷のグラウンドにおいて1個体、1月調査時に河川敷のグラウンドで4個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	セグロセキレイ(セキレイ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	留鳥または漂鳥として全国的に広く分布し、平地から山地の疎林や林縁、灌木のある草地、農耕地、公園などに生息する。昆虫やカエルなどの小動物を捕食する。捕まえた獲物を小枝や植物の棘などに突き刺す習性があり、突き刺した獲物は「はやにえ」と呼ばれている。
【確認状況】	1月調査時に、多摩川の岸辺のコンクリート上で1個体が確認された。
	
確認種※	確認環境(多摩川)

※ 写真出典:日本の野鳥 590(平凡社 2000)

【種名】	モズ(モズ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	留鳥または漂鳥として全国的に広く分布し、平地から山地の疎林や林縁、灌木のある草地、農耕地、公園などに生息する。昆虫やカエルなどの小動物を捕食する。捕まえた獲物を小枝や植物の棘などに突き刺す習性があり、突き刺した獲物は「はやにえ」と呼ばれている。
【確認状況】	10月調査時に、河川敷のグラウンド脇の木立で1個体、1月調査時に河川敷の草地や木立、グラウンド周辺などで4個体が確認された。
	
確認種(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	オオジュリン(ホオジロ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):NT
【一般生態】	留鳥または漂鳥。平地の湿原、ヨシ原、草原に生息する。おもに植物質の食物を食べるが、夏には昆虫も食べる。
【確認状況】	1月調査時に、河川敷の草地で1個体が確認された。
 <p>確認種※</p>	 <p>確認環境(多摩川)</p>

※ 写真出典:日本の野鳥 590(平凡社 2000)

④哺乳類・爬虫類・両生類・陸産貝類

現地調査の結果、重要種として、哺乳類ではアズマモグラ、イタチの2科2種、爬虫類ではニホンカナヘビ、ヒバカリの2科2種が確認された。なお、両生類及び陸産貝類については、重要種に該当する種は確認されなかった。重要種一覧(哺乳類・爬虫類・両生類・陸産貝類)を表2-37に示す。また、確認された重要種の概要について以下に示す。

表 2-37 重要種一覧(哺乳類・爬虫類・両生類・陸産貝類)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				重要種選定基準					
			6月	7月	10月	3月	1	2	3-1	3-2	4	5
哺乳類												
1	モグラ	アズマモグラ	●	●	●	●						留
2	イタチ	イタチ	●		●							NT
2科2種			2種	1種	2種	1種	—	—	—	—	—	2種
爬虫類												
1	カナヘビ	ニホンカナヘビ	●									VU
2	ヘビ	ヒバカリ			●						A	VU
2科2種			1種	-	1種	-	-	-	-	-	1種	2種

選定基準 1:文化財保護法(昭和 25 年 法律第 214 号)

特:特別天然記念物 天:天然記念物

選定基準 2:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年 法律第 75 号)

内:国内希少野生動植物種 際:国際希少野生動植物種 緊:緊急指定種

選定基準 3-1:哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリストの見直しについて
(環境省 2007 年 8 月 3 日)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

選定基準 3-2:鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて

(環境省 2006 年 12 月 22 日)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧

DD:情報不足

選定基準 4:東京都の保護上重要な野生生物種(区部)(東京都 平成 10 年)

A:絶滅危惧種 B:危急種 C:希少種 D:絶滅種 UK:情報不足

選定基準 5:東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～(区部)(東京都 平成 22 年)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 留:留意種

【種名】	アズマモグラ(モグラ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):留意種
【一般生態】	日本固有種で、越後平野の一部を除く、本州の中部(静岡、長野、石川)以北一帯と新潟県粟島のほか、孤立小個体群が京都府、紀伊半島、四国の剣山、石鎚山などの山地や小豆島の一部に分布している。主に低地の草原や農耕地から山地の森林に生息する。主に春季に繁殖し、2~6頭の仔を産む。昆虫類とミミズ類を主に捕食する。
【確認状況】	6月、7月、10月、3月調査時に、各所において多数の痕跡(塚・坑道)が確認された。確認された環境は、河川敷の草地やグラウンド等であった。
	
確認痕跡(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	イタチ(イタチ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):NT
【一般生態】	日本固有種で、本州、九州、四国、佐渡、隠岐諸島、伊豆大島、淡路島、小豆島、壱岐、五島列島、屋久島、種子島等に分布する。北海道、利尻島等、ネズミ類駆除のため導入された個体が定着した島嶼もある。主な生息地は平野部であるが、西日本ではおもに山間部に生息する。4~5月頃に交尾し、1ヶ月ほどで平均3~5頭の仔を産む。カエル類やネズミ類、鳥類、昆虫類等の陸上小動物のほか、水に入りアメリカザリガニ等の甲殻類や魚類を捕食する。
【確認状況】	6月、10月調査時に、多摩川の水際で、それぞれ1例ずつ痕跡(足跡)が確認された。
	
確認痕跡(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	ニホンカナヘビ(カナヘビ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	日本固有種で、北海道、本州、四国、九州および周辺の島嶼に分布する。平地から低山地の草地等にすむ。繁殖期は 3～9 月で、2～6 個の卵を、1～6 回産卵する。卵は約 2 ヶ月で孵化する。主に昆虫類やクモ類を捕食する。
【確認状況】	6 月調査時に、2 個体の成体が確認された。確認された環境は、主に草地や草地に隣接した開けた箇所であった。
	
確認个体(宝来公園※)	
	
確認環境(多摩川)	

※ 宝来公園で撮影された个体である。

【種名】	ヒバカリ(ヘビ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):A 選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	本州、四国、九州、佐渡島、三宅島、隠岐、老岐、屋久島、下甕島等に分布する日本固有種である。樹林や草地、水田周辺等に生息する。5～6 月に交尾をし、一ヶ月ほどで約 6 個の卵を産む。主にカエル類やミズ類等を捕食するが、水中に入って小魚を捕らえることもある。
【確認状況】	10 月調査時に、多摩川で 1 個体の幼体が確認された。確認された環境は、倒木の下やや湿った箇所であった。
	
確認个体(多摩川)	
	
確認環境(多摩川)	

⑤ 土壤生物

現地調査の結果、重要種に該当する種は確認されなかった。

⑥ 水生生物(魚類を含む)

現地調査の結果、重要種として、魚類では、カマツカ、ニゴイ、シマドジョウ、メダカ、ウキゴリ、ヌマチチブの4科6種が確認された。底生動物では、テナガエビ、スジエビ、コオニヤンマ、オニヤンマ、オオヤマトンボ、コヤマトンボの4科6種が確認された。重要種一覧(水生生物)を表2-38に示す。また、確認された重要種の概要について以下に示す。

表 2-38 重要種一覧(水生生物)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				重要種選定基準					
			7月	8月	10月	3月	1	2	3-1	3-2	4	5
魚類												
1	コイ	カマツカ		●		●					C	NT
2		ニゴイ	●			●					C	NT
3	ドジョウ	シマドジョウ			●	●					B	VU
4	メダカ	メダカ				●			VU		B	CR+EN
5	ハゼ	ウキゴリ	●								B	
6		ヌマチチブ	●			●					C	留
4科6種			3種	1種	1種	5種	—	—	1種	—	6種	5種
底生動物												
1	テナガエビ	テナガエビ	●	●	●	●						留
2		スジエビ	●		●							
3	サナエトンボ	コオニヤンマ				●						NT
4	オニヤンマ	オニヤンマ		●							B	NT
5	エゾトンボ	オオヤマトンボ		●							C	
6		コヤマトンボ	●		●	●					B	DD
4科6種			3種	3種	3種	3種	—	—	—	—	3種	5種

選定基準 1:文化財保護法(昭和 25 年 法律第 214 号)

特:特別天然記念物 天:天然記念物

選定基準 2:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年 法律第 75 号)

内:国内希少野生動植物種 際:国際希少野生動植物種 緊:緊急指定種

選定基準 3-1:哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリストの見直しについて
(環境省 2007 年 8 月 3 日)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

選定基準 3-2:鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて

(環境省 2006 年 12 月 22 日)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧

DD:情報不足

選定基準 4:東京都の保護上重要な野生生物種(区部)(東京都 平成 10 年)



A:絶滅危惧種 B:危急種 C:希少種 D:絶滅種 UK:情報不足

選定基準 5:東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)~東京都レッドリスト~(区部)(東京都 平成 22 年)



EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類



NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 留:留意種



【種名】	カマツカ(コイ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C 選定基準 5(新東京都レッド):NT
【一般生態】	岩手県・山形県以南の本州、四国、九州、奄岐島に分布し、河川の中流域の淵や淀み、湖沼の沿岸部に生息する。砂底～砂礫底を好む。繁殖期は 3～4 月頃で、流れの緩やかな浅場に卵をばらまくように産卵する。主に底生動物を餌としているが、付着藻類等も餌とする雑食性種である。
【確認状況】	8 月調査時に 4 個体、3 月調査時に 1 個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	ニゴイ(コイ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C 選定基準 5(新東京都レッド):NT
【一般生態】	本州、四国のほぼ全域と九州北西部に分布する。河川の中～下流域や湖に生息し、流れの緩やかな砂底を好む。コイ科としては耐塩性がやや強く、汚濁や富栄養化にも強い。繁殖期は 4～7 月頃で、河川中流域の砂礫底に粘性のある卵を産卵する。水生昆虫を主な餌とするが、小魚や付着藻類等を餌とする雑食性種である。
【確認状況】	7 月調査時に 7 個体、3 月調査時に 1 個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	シマドジョウ(ドジョウ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):B 選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	山口県西部、四国西南部を除く本州、四国の全域に分布し、水質が比較的良好な河川中流域の流れの緩やかな砂底～砂礫底に生息する。主に底生動物やデトリタス等の腐植堆積物を餌とする。繁殖期は4月～6月頃で、細流や湧水のある場所に生育する水生植物に卵を産着させる。
【確認状況】	10月調査時に1個体、3月調査時に1個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	メダカ(メダカ科)
【重要種基準】	選定基準 3-1(環境省レッド 1):VU 選定基準 4(旧東京都レッド):B 選定基準 5(新東京都レッド):CR+EN
【一般生態】	本州～南琉球列島に分布するが、近年では北海道にも移植されている。平地の池や湖、水田や用水路、河川の下流域等の流れの緩い場所に生息する。繁殖期は4～10月で、藻類や水生植物に産卵する。産卵数は1回に10～20粒程度であるが、産卵回数が非常に多いことから、産卵数は1シーズンに1,000粒程度にもなる。動物性プランクトンや植物性プランクトンのほか、小さな落下昆虫等も餌とする雑食性種である。
【確認状況】	3月調査時に5個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	ウキゴリ(ハゼ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):B
【一般生態】	北海道、本州、九州の河川、湖沼に分布。河川の汽水域から中流域にかけての淵やワンド(緩流部)に多い。卵は石の下などに産み付けられ、孵化するまで雄が守る。孵化仔魚は海へ降り、成長して稚魚期になると河川を溯上する。動物食性で、主にエビや水生昆虫類、小魚等を食べる。
【確認状況】	7月調査時に1個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	ヌマチチブ(ハゼ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C 選定基準 5(新東京都レッド):留意種
【一般生態】	北海道から九州まで分布し、汽水域から河川中流域のほか溜池等の止水域、汽水湖など、様々な環境に生息する。止水や緩流部に多い。回遊性魚類であるが、容易に陸封する。雑食性で、藻類や水生昆虫類、甲殻類、小型の魚類などを餌とする。
【確認状況】	7月調査時に1個体、3月調査時に2個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	テナガエビ(テナガエビ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):留意種
【一般生態】	北海道、琉球列島以外の日本列島に分布。比較的低位の河川や湖、池沼などに生息するが、特に河口域や汽水湖に多産。夜行性で、昼間は石の下や物陰に潜む。繁殖期は5～9月。汽水域では孵化幼生期に海まで降河し、成長する。幼生後期に底生生活へ移行し、河川を遡上するものが多い。雑食性で、主に夜間に石の下などから這い出して水生植物や魚の死体などを餌とする。
【確認状況】	7月調査時に4個体、8月調査時に10個体、10月調査時に8個体、3月調査時に20個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

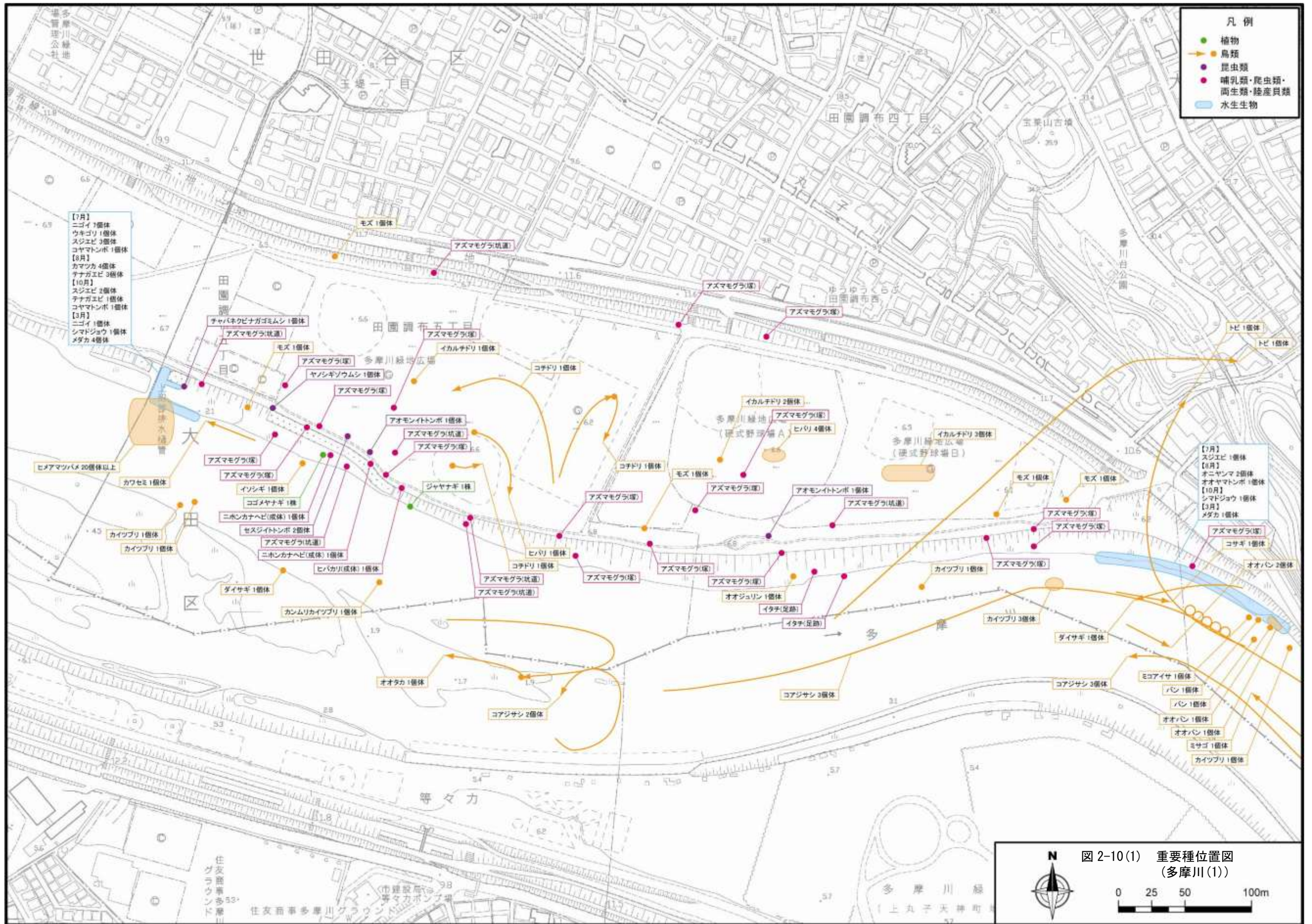
【種名】	スジエビ(テナガエビ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):留意種
【一般生態】	北海道から本州、四国、九州、琉球列島と日本全土に分布し、湖沼や池、河川等、止水から流水に至る様々な淡水域に生息する。繁殖期は3～8月。雑食性で、水生植物や魚の死骸等を餌とする。
【確認状況】	7月調査時に4個体、10月調査時に2個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	コオニヤンマ (サナエトンボ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):NT
【一般生態】	北海道、本州、四国、九州および離島に分布し、主に丘陵地から山地を流れる河川の上～中流に生息する。幼虫は抽水植物の根際や流れの比較的緩やかな砂礫底の礫間などにうずくまって生活する。繁殖期は成虫の出現する初夏から晩夏頃で、産卵は産卵弁に卵を蓄えた後、流れの緩やかな砂礫底の水面上で水面を打って放卵する。幼虫・成虫ともに肉食性で、幼虫は水生昆虫類、成虫は自分より小さな昆虫類を餌とする。
【確認状況】	3月調査時に2個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	オニヤンマ(オニヤンマ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):B 選定基準 5(新東京都レッド):NT
【一般生態】	北海道、本州、四国、九州および離島に分布し、平地から山地に至る小川や湧水、湿地の滞水など、きわめて広範な環境に生息している。幼虫は水底の砂泥底や落ち葉等の落枝葉の下などに潜んで生活しており、幼虫の期間は3～4年といわれている。成熟した雄は、流れの上を往復飛行してパトロールする。幼虫・成虫ともに肉食性で、一般的に幼虫は水生昆虫類、成虫は自分より小さな昆虫類を餌とする。繁殖期は成虫の出現する6～10月頃時。産卵は砂泥中に産卵器官を突き立てるように行う。
【確認状況】	8月調査時に2個体が確認された。
	
確認個体(多摩川)	確認環境(多摩川)

【種名】	オオヤマトンボ(エゾトンボ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C
【一般生態】	北海道、本州、四国、九州および離島に分布し、主に平地から低山地の抽水植物が繁茂する規模の大きな池沼に生息する。幼虫は水底の柔らかい砂泥に浅く潜って生活する。成熟した雄は、池面の数 cm から 1m くらいの高さを岸にそって飛びながら縄張りを占有する。幼虫・成虫ともに肉食性で、一般的に幼虫は水生昆虫類、成虫は自分より小さな昆虫類を餌とする。繁殖期は成虫の出現する 6～9 月頃。産卵は腹端で水面を打って産卵する。
【確認状況】	8 月調査時に多摩川で 1 個体が確認された。
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>確認個体(多摩川)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>確認環境(多摩川)</p> </div> </div>	

【種名】	コヤマトンボ(エゾトンボ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):B 選定基準 5(新東京都レッド):DD
【一般生態】	本州、四国、九州などに分布し、幼虫は河川上～中流域の流れの緩やかな砂泥底に浅く潜って生息する。体長約 2.5～3.0cm 程度のトンボ類である。幼虫は小型の水生昆虫等を餌とする肉食性種である。繁殖期は成虫が出現する 5～6 月頃で、水面を叩き付けるように産卵する。
【確認状況】	7 月調査時に 1 個体、10 月調査時に 1 個体、3 月調査時に 1 個体が確認された。
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>確認個体(多摩川)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>確認環境(多摩川)</p> </div> </div>	



2.5.1. 外来種

現地調査により確認された種を対象に、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年 法律第78号)」において、「特定外来生物」及び「要注意外来生物」に該当する種を外来種として選定した。

①植物

現地調査の結果、特定外来生物、または要注意外来生物に該当する外来種として、表 2-39 に示す 12 科 28 種が確認された。

なお、特定外来生物に選定されているアレチウリについては以下に概要を示すとともに、確認位置を図 2-11 に示す。

多摩川においては、外来種の確認種類数が全調査地を通じて最も多い結果となった。これは、外来種の生育に適した草地が大面積で広がっていることに加え、増水の影響により河川敷の裸地化がたびたび起こることで、外来種が侵入しやすい環境が形成されていることが考えられる。また、上流部から外来種の種子が供給され、本調査地において発芽・生長していることも推察される。特に、特定外来生物に指定されているアレチウリの大きな群落が確認され、河原を生育環境とする在来植物に対する影響が懸念される。

表 2-39(1) 外来種一覧(植物)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				外来生物法	
			6月	8月	10月	3月		
1	タデ	エゾノギンギシ		●	●	●	要	(2)
2	ウリ	アレチウリ	●	●	●		特	-
3	アカバナ	メマツヨイグサ	●	●	●	●	要	(2)
4		コマツヨイグサ	●	●	●		要	(2)
5	モクセイ	トウネズミモチ	●	●	●	●	要	(3)
6	ナス	ワルナスビ	●	●			要	(2)
7	ハマウツボ	ヤセウツボ	●				要	(2)
8	オオバコ	ヘラオオバコ	●	●	●	●	要	(2)
9	キク	クワモドキ	●	●	●		要	(1)
10		アメリカセンダングサ	●		●		要	(2)
11		コセンダングサ	●	●	●	●	要	(2)
12		オオアレチノギク	●	●			要	(2)
13		ヒメムカシヨモギ		●	●		要	(2)
14		ハルジオン		●		●	要	(2)
15		キクイモ	●	●	●		要	(2)
16		セイトカアワダチソウ	●	●	●	●	要	(1)
17		ヒメジョオン	●		●	●	要	(2)
18		セイヨウタンポポ	●		●		要	(2)
19		オオオナモミ		●			要	(2)
20	トチカガミ	オオカナダモ			●		要	(1)
21		コカナダモ			●		要	(1)
22	アヤメ	キショウブ				●	要	(2)

表 2-39(2) 外来種一覧(植物)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				外来生物法
			6月	8月	10月	3月	
23	イネ	カモガヤ	●				要 (3)
24		シナダレスズメガヤ	●	●	●		要 (3)
25		オニウシノケグサ	●	●			要 (3)
26		ネズミムギ	●				要 (3)
27		ホソムギ	●				要 (3)
28	カヤツリグサ	メリケンガヤツリ	●	●	●		要 (2)
12科 28種			21種	18種	18種	9種	

選定基準: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年 法律第78号)

特: 特定外来生物

要: 要注意外来生物

- (1)被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物
- (2)被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物
- (3)別途総合的な取組みを進める緑化植物

【種名】	アレチウリ(ウリ科)
【一般生態】	北アメリカ原産、南アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ、アジア、オセアニアに分布し、日本では全国に分布している。粗い毛を密生したつるで、巻きひげは3つに分かれ、他の物に巻きつく。長さ数～十数 m になる。開花期は8～10月で、雄花と雌花が別々に集まって直径1cmほどの黄白色の花序を葉の脇から出す。
【確認状況】	6月調査時に河川敷において1,110株以上、8月調査時に河川敷において1,202株以上、10月調査時に河川敷において1,070株以上の生育が確認された。
	
確認株(多摩川)	確認環境(多摩川)

②昆虫類(クモ類を含む)

現地調査の結果、外来種に該当する種として、アカボシゴマダラの1科1種が確認された。確認された外来種を表2-40に示す。

アカボシゴマダラは近年関東地方で分布を拡大しつつある種である。幼虫期の食樹はエノキで、もともと類似環境に生息するゴマダラチョウと生態的に競合するのではないかという危惧がある。

表 2-40 外来種一覧(昆虫)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				外来生物法
			6月	8月	10月	1月	
1	タテハチョウ	アカボシゴマダラ				●	要 (2)
1科1種			—	—	—	1種	

選定基準: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年 法律第78号)

特: 特定外来生物

要: 要注意外来生物

(1)被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

(2)選定の対象とならないが注意喚起が必要な外来生物(他法令の規制対象種)

③鳥類

現地調査の結果、特定外来生物、または要注意外来生物に該当する外来種として、コリンウズラの1科1種が確認された。確認された外来種を表2-41に示す。

本種は、日本産のウズラより一回り大きく、原産地のアメリカでは森林から草原までさまざまな環境に生息する。1980年頃から、猟犬の訓練用として放鳥されるようになり、栃木県、神奈川県、大阪府、高知県などで生息が確認されている。今回確認された場所が、多摩川のグラウンド脇の草地であることから、対岸の川崎から飛来した可能性が考えられる。本調査における確認時期は7月のみであり、10月や1月には確認されなかったことから、一時的な飛来であり、定着はしていない可能性も考えられる。どちらにしても、詳しい生息情報が不明であるため、今後とも注意して観察する必要がある。本種の個体数が増え、分布が広がった場合には、在来種のウズラへの影響が生じる恐れがある。また、穀物を餌とすることから、農作物への被害が生じる恐れもある。

表 2-41 外来種一覧(鳥類)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				外来生物法
			7月	8月	10月	1月	
1	ナンベイウズラ	コリンウズラ	●				要 (2)
1科1種			1種	—	—	—	

選定基準: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年 法律第78号)

特: 特定外来生物

要: 要注意外来生物

(1)被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物

(2)被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

④哺乳類・爬虫類・両生類・陸産貝類

現地調査の結果、特定外来生物、または要注意外来生物に該当する外来種として、爬虫類では1科2種、両生類では1科1種が確認された。なお、哺乳類及び陸産貝類については該当する外来種は確認されなかった。外来種一覧(哺乳類・両生類・爬虫類・陸産貝類)を表2-42に示す。

フロリダアカハラガメとミシシippアカミミガメは、両種ともペットとして流通、飼育されている種であり、ペットとして飼育されていた個体が、放逐されたと考えられる。また、両種とも、在来のカメ類と生息環境が類似しているために、本公園でも在来種のカメとの競合・放逐や、水生昆虫等に対する影響が懸念されている。

なお、特定外来生物に選定されているウシガエルについては以下に概要を示すとともに、確認位置を図2-11に示す。

表 2-42 外来種一覧(哺乳類・爬虫類・両生類・陸産貝類)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				外来生物法	
			6月	7月	10月	3月		
爬虫類								
1	ヌマガメ	フロリダアカハラガメ	●				●	要 (2)
2		ミシシippアカミミガメ						要 (1)
1科2種			1種	-	-		1種	
両生類								
1	アカガエル	ウシガエル				●		特 -
1科1種			-	-		1種	-	

選定基準: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年 法律第78号)

特: 特定外来生物

要: 要注意外来生物

(1)被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物

(2)被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

【種名】	ウシガエル(アカガエル科)
【一般生態】	アメリカ原産の帰化種。北海道、本州、四国、九州の他に徳之島、沖縄島、石垣島等の島に分布する。池や湖、大きな河川のよどみ等を繁殖場所とし、その付近の草地等に生息し、水辺をあまり離れない。5月頃から9月頃にかけて繁殖期をむかえ、水草の多い場所等に産卵する。
【確認状況】	10月調査時に、多摩川河川敷の水際部において4個体の幼体を確認した。
	
確認個体(多摩川)	
	
確認環境(多摩川)	

⑤土壌生物

現地調査の結果、特定外来生物、または要注意外来生物に該当する外来種は確認されなかった。

⑥水生生物(魚類を含む)

現地調査の結果、特定外来生物、または要注意外来生物に該当する外来種として、魚類ではタイリクバラタナゴの1科1種、底生動物ではタイワンシジミ、アメリカザリガニの2科2種が確認された。外来種一覧を表2-43に示す。また、確認された外来種の概要について以下に示す。

タイリクバラタナゴは、観賞用に流通、飼育されている種であり、人為的に放流されたと考えられる。在来種であるニッポンバラタナゴと交雑することが知られ、また、生息場所や産卵場所を巡る競争により、在来のタナゴ類の駆逐が懸念されている。

タイワンシジミ、アメリカザリガニともに、人為的に放流されたものと考えられる。タイワンシジミは、関東・九州・四国の各地で定着が確認されており、マシジミの生息地でタイワンシジミが見つかる、タマシジミの消失が懸念される。またアメリカザリガニは雑食性であることから、多摩川でも水生昆虫等の在来種との競合・駆逐のおそれが懸念される。

表 2-43 外来種一覧(水生生物)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				外来生物法
			7月	8月	10月	3月	
魚類							
1	コイ	タイリクバラタナゴ		●			要 (1)
1科1種			-	1種	-	-	
底生動物							
2	シジミ	タイワンシジミ				●	要 (2)
3	アメリカザリガニ	アメリカザリガニ			●		要 (1)
2科2種			-	-	1種	1種	

選定基準: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年 法律第78号)

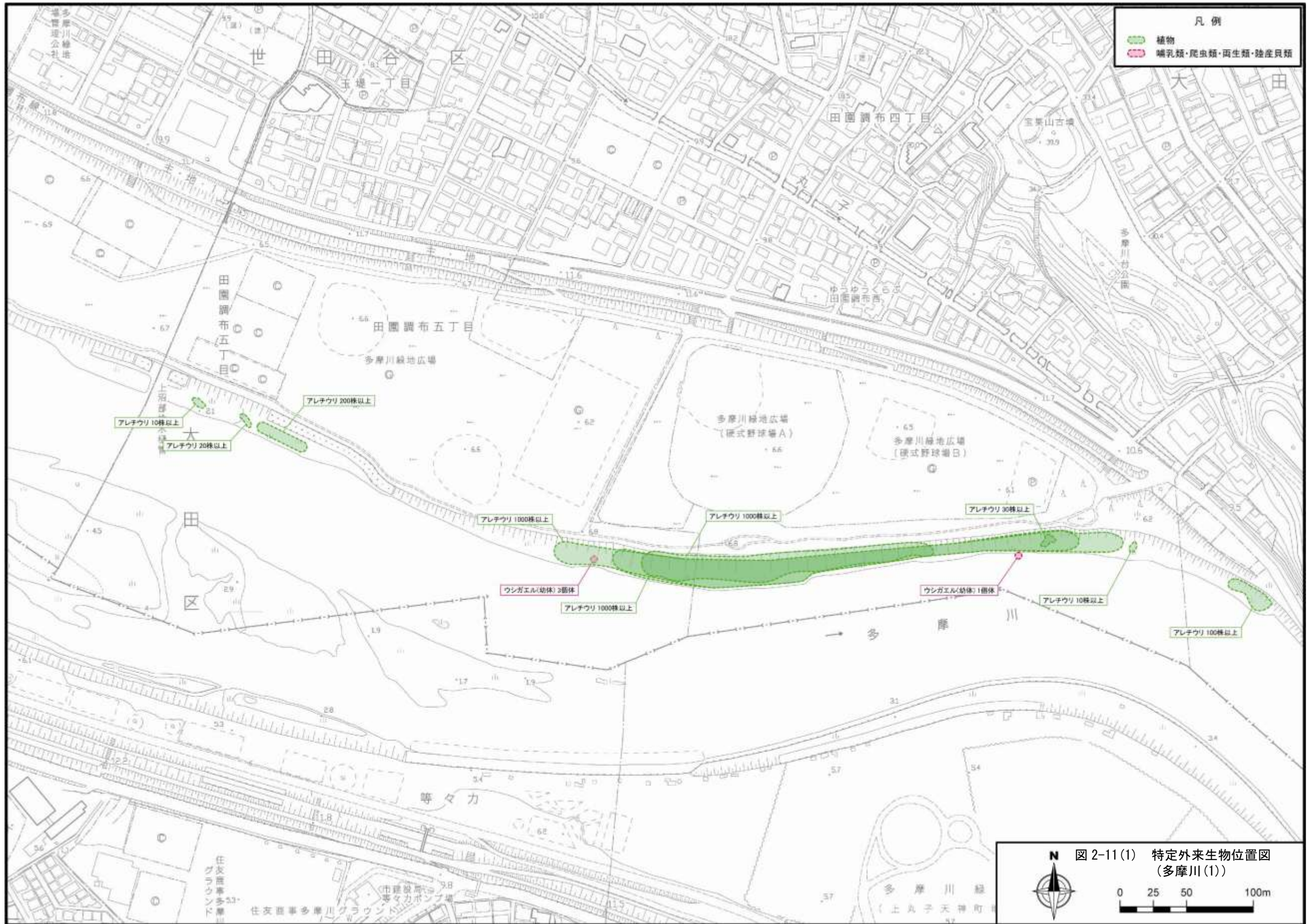
特: 特定外来生物

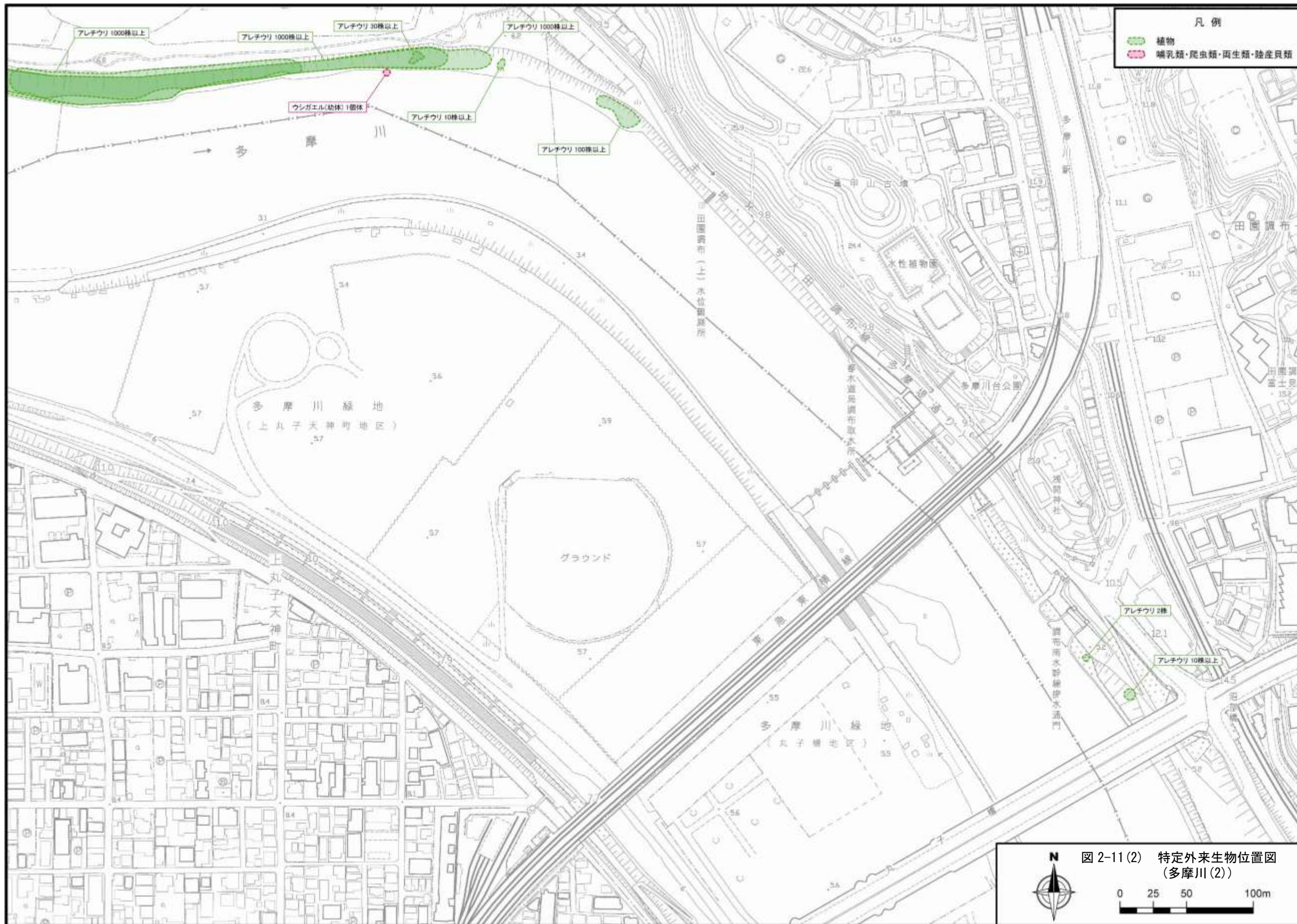
要: 要注意外来生物

(1)被害に係る一定の知見はあり、引き続き指定の適否について検討する外来生物

(2)被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

(3)選定の対象とならないが、注意喚起が必要な外来生物





2.6. まとめ

本業務の調査範囲は、世田谷区との境界から丸子橋までの区間であり、上流側は自然護岸、下流側はコンクリート護岸となっている。植生は、水際部にヨシなどの抽水植物群落が見られ、その他にはメヒシバ・エノコログサ群落、外来植物群落であるアレチウリ群落、セイタカアワダチソウ群落、セイバンモロコシ群落が広がっていた。これらの植生のうち、特にアレチウリ群落は、時期によっては水際部から高水敷のグラウンドまでの間の大部分を覆っていた。

アレチウリは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)」において、「特定外来生物」に指定されており、在来植物との競合や駆逐のおそれが指摘されている。このような中、本調査範囲ではアレチウリを駆除する活動^{※1}が実施されるなど、外来植物が引き起こす問題に注目が集まっている。また、今年度の現地調査では確認されていないが、最近テレビで報道されているように、多摩川ではペット由来と考えられる外国産のナマズ類、熱帯魚のグッピーやエンゼルフィッシュ等の生息が確認されている^{※2}。これらの外来種やペットの放逐については、一部の地域の取り組みでは限界があるため、上流域～下流域が一体となった取り組みが必要である。

- 引用) ※1 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所ホームページ
<http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/topics/h22/019/img/data.pdf>
※2 朝日新聞社ホームページ
<http://www.asahi.com/eco/TKY201010220202.html>

2.7. 丸子川

2.7.1. 生育・生息種の状況

丸子川において生育・生息が確認された生物の確認種数を表 2-44 に示すとともに、植生図及び主な確認種(群落)を図 2-12 に示す。なお、各項目の現地調査における確認種一覧、植生調査結果は資料編に添付した。

表 2-44 分類群別確認種目科種数一覧(丸子川)

項目	目科種数	項目	目科種数
植物	60 科 170 種類	昆虫類(クモ類を含む)	8 目 37 科 75 種
鳥類	8 目 18 科 20 種	哺乳類	1 目 1 科 1 種
爬虫類	2 目 3 科 3 種	両生類	—
陸産貝類	1 目 3 科 3 種	土壌生物	15 目 21 科 32 種
魚類	3 目 4 科 6 種	底生動物	12 目 14 科 29 種

※ 注) 調査項目は、①植物、②昆虫類(クモ類を含む)、③鳥類、④哺乳類・爬虫類・両生類・陸産貝類、⑤土壌生物、⑥水生生物(魚類を含む)の 6 項目であるが、分類群別に示した。

丸子川は、江戸時代初期に開削された農業用水路(六郷用水)の名残であり、現在は世田谷区から大田区田園調布を流れている(「水質関係調査報告書(平成 7 年度)」(大田区環境部環境保全課))。

本業務の調査範囲は、世田谷区との境界から下流に位置しており、市街地を流れている。両岸にコンクリート護岸が施されており、河床には砂・泥が堆積している。植生がない箇所が多いが、上流端では植栽された植物がみられ、植栽由来と考えられるハンゲショウのほか、ヨシ、オギ、外来種であるメリケンガヤツリ、アメリカセンダングサといった植物が混生していた。ただし、10 月調査時には刈り取られていたので、人の手によって維持管理されていると考えられる。また、河床に砂が堆積した箇所には沈水植物のヒルムシロ属の一種が群落を形成していたが、こちらも 10 月調査時にはほとんどが刈り取られていた。

以上のように、丸子川は市街地を流れる小河川であり、人の手によって維持管理された植栽がわずかにみられる程度であった。このような中、丸子川に残る小規模な植生や周辺の緑地を利用して動物がみられた。

昆虫類では、調査地周辺は市街地であったため、昆虫類は非常に少なかった。そのような中、ナシグンバイ、アカホシテントウ、ナミテントウ、クロアゲハ等の樹林性の種や、



丸子川



住宅と隣接した流路

アワダチソウグンバイ、ヒメカメノコテントウ、モンシロチョウ等の草地性の種が確認された。また、流れのある浅い川を生息環境とするハグロトンボが多く確認された。

鳥類では、丸子川の河道内でコサギ、カルガモ、カワセミが確認された。また、川沿いの住宅地では、庭木や茂みなどで、ウグイス、ヒヨドリ、ツグミ、スズメの他、外来種のワカケホンセイインコなどが確認された。コンクリート護岸が施され、植生が少ない都市河川であるにもかかわらず、カワセミが確認されたことは特筆すべきことである。

哺乳類・爬虫類・両生類は、河道内でネズミ科の一種とミシシippアカミガメが確認されたほか、上流端にみられる石積み護岸の隙間で、ニホンヤモリが確認された。また、流路脇の道路においてニホンカナヘビが確認された。陸産貝類は、街路樹の根際などで、トクサオカチョウジガイ、コハクガイ、ミスジマイマイが確認された。

土壌生物では、本調査地は土壌が植栽樹木の根元などに限られ、また手入れが行き届いて落葉層が少ないため、種数は少なかった。そのような中、様々な環境の土中に営巣するクロヤマアリやトビイロケアリ等のほか、人工的な環境にも生息する外来種のチャコウラナメクジやワラジムシ等が確認された。

水生生物では、コイ、メダカ、ドジョウなどの魚類、タイワンシジミなどの貝類、ヒメアメンボ、アメンボなどの水生昆虫等が確認された。丸子川の両岸は、人工的な護岸が施されており、全体的に川幅が狭く、瀬、淵などが不明瞭で単調な流れが続いていた。



上流端の植生がある水際
石積み護岸がみられる



沈水植物が生育する流れ





図 2-12(2) 植生図 (丸子川(2))

2.7.2. 重要種

現地調査により確認された種を対象に、表 2-45 に示す基準に該当する種を重要種として選定した。重要種位置図を図 2-13 に示す。

表 2-45 重要種選定基準

植物	選定基準 1 (保護法)	文化財保護法(昭和 25 年 法律第 214 号) 特:特別天然記念物 天:天然記念物
	選定基準 2 (種の保存法)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年 法律第 75 号) 内:国内希少野生動植物種 際:国際希少野生動植物種 緊:緊急指定種
	選定基準 3 (環境省レッド)	哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリストの見直しについて(環境省 2007 年 8 月 3 日) EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足
	選定基準 4 (旧東京都レッド)	東京都の保護上重要な野生生物種(東部)(東京都 平成 10 年) A:絶滅危惧種 B:危急種 C:希少種 D:絶滅種 UK:情報不足
	選定基準 5 (新東京都レッド)	東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～(区部) (東京都 平成 22 年) EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足
動物	選定基準 1 (保護法)	文化財保護法(昭和 25 年 法律第 214 号) 特:特別天然記念物 天:天然記念物
	選定基準 2 (種の保存法)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年 法律第 75 号) 内:国内希少野生動植物種 際:国際希少野生動植物種 緊:緊急指定種
	選定基準 3-1 (環境省レッド 1)	哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリストの見直しについて(環境省 2007 年 8 月 3 日) EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足
	選定基準 3-2 (環境省レッド 2)	鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて (環境省 2006 年 12 月 22 日) EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足
	選定基準 4 (旧東京都レッド)	東京都の保護上重要な野生生物種(区部)(東京都 平成 10 年) A:絶滅危惧種 B:危急種 C:希少種 D:絶滅種 UK:情報不足
	選定基準 5 (新東京都レッド)	東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～(区部) (東京都 平成 22 年) EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 留:留意種

①植物

現地調査の結果、重要種としてシロバナサクラタデの1科1種が確認された。重要種一覧(植物)を表2-46に示す。また、確認された重要種の概要について以下に示す。

表 2-46 重要種一覧(植物)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				重要種選定基準				
			6月	8月	10月	3月	1	2	3	4	5
1	タデ	シロバナサクラタデ		●						C	EN
1科1種			—	1種	—	—	—	—	—	1種	1種

選定基準1:文化財保護法(昭和25年 法律第214号)

特:特別天然記念物 天:天然記念物

選定基準2:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年 法律第75号)

内:国内希少野生動植物種 際:国際希少野生動植物種 緊:緊急指定種

選定基準3:哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物I及び植物IIのレッドリストの見直しについて(環境省 2007年8月3日)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧IA類 EN:絶滅危惧IB類 VU:絶滅危惧II類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

選定基準4:東京都の保護上重要な野生生物種(東部)(東京都 平成10年)

A:絶滅危惧種 B:危急種 C:希少種 D:絶滅種 UK:情報不足

選定基準5:東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)~東京都レッドリスト~(区部)(東京都 平成22年)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧IA類 EN:絶滅危惧IB類 VU:絶滅危惧II類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

【種名】	シロバナサクラタデ(タデ科)
【重要種基準】	選定基準4(旧東京都レッド):C 選定基準5(新東京都レッド):EN
【一般生態】	北海道、本州、四国、九州、琉球に分布する多年草である。茎は60cm~100cmになり節がふくれる。葉は披針形で鋭尖頭、基部はくさび形となり、長さ7~16cm、幅1~2cm、脈上や葉縁に伏毛がある。夏季は8~10月、花は白色で総状花序につく。
【確認状況】	8月調査時に、上流側の水際において30株以上の生育が確認された。
	
確認株(丸子川)	確認環境(丸子川)

②昆虫類(クモ類を含む)

現地調査の結果、重要種としてハグロトンボ、ヒメトラハナムグリの2科2種が確認された。重要種一覧(昆虫類)を表2-47に示す。また、確認された重要種の概要について以下に示す。

表 2-47 重要種一覧(昆虫類)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				重要種選定基準				
			6月	8月	10月	1月	1	2	3	4	5
1	カワトンボ	ハグロトンボ		●						A	VU
2	コガネムシ	ヒメトラハナムグリ	●							B	EN
2科2種			1種	1種	—	—	—	—	—	2種	2種

選定基準 1:文化財保護法(昭和25年 法律第214号)

特:特別天然記念物 天:天然記念物

選定基準 2:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年 法律第75号)

内:国内希少野生動植物種 際:国際希少野生動植物種 緊:緊急指定種

選定基準 3:哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物I及び植物IIのレッドリストの見直しについて(環境省 2007年8月3日)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧IA類 EN:絶滅危惧IB類 VU:絶滅危惧II類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

選定基準 4:東京都の保護上重要な野生生物種(区部)(東京都 平成10年)

A:絶滅危惧種 B:危急種 C:希少種 D:絶滅種 UK:情報不足

選定基準 5:東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)~東京都レッドリスト~(区部及び本土部)

(東京都 平成22年)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧I類 CR:絶滅危惧IA類 EN:絶滅危惧IB類

VU:絶滅危惧II類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 留:留意種

【種名】	ハグロトンボ(カワトンボ科)
【重要種基準】	選定基準4(旧東京都レッド):A 選定基準5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	本州、四国、九州に分布する。成熟成虫は、主に平地から丘陵地にかけての河川中下流域や用水路などで見られる。少しでも水草があれば、人為の加わったある程度汚れた環境でも見ることができる。羽化は6~7月に行われ、成熟個体は8~9月に多く見られる。
【確認状況】	8月調査時に5個体が確認された。



確認個体(丸子川)



確認環境(丸子川)

【種名】	ヒメトラハナムグリ(コガネムシ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):B 選定基準 5(新東京都レッド):EN
【一般生態】	北海道、本州、四国、九州に分布する。幼虫は朽木内に生息し、腐朽材を摂食する。5月～8月に羽化し、花に集まり花粉を摂食する。
【確認状況】	6月調査時に、アカメガシワの花に飛来した1個体が確認された。



確認個体(川崎市※)



確認環境(丸子川)

※ 川崎市で撮影された個体である。

③鳥類

現地調査の結果、重要種としてコサギ、カワセミ、ウグイスの3科3種が確認された。重要種一覧(鳥類)を表2-48に示す。また、確認された重要種の概要について以下に示す。

表 2-48 重要種一覧(鳥類)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				重要種選定基準				
			6月	7月	10月	1月	1	2	3	4	5
1	サギ	コサギ			●						VU
2	カワセミ	カワセミ			●						VU
3	ウグイス	ウグイス	●			●				C	
3科3種			1種	—	2種	1種	—	—	—	1種	2種

選定基準 1:文化財保護法(昭和 25 年 法律第 214 号)

特:特別天然記念物 天:天然記念物

選定基準 2:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年 法律第 75 号)

内:国内希少野生動植物種 際:国際希少野生動植物種 緊:緊急指定種

選定基準 3:鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて(環境省 2006 年 12 月 22 日)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧

DD:情報不足

選定基準 4:東京都の保護上重要な野生生物種(区部)(東京都 平成 10 年)

A:絶滅危惧種 B:危急種 C:希少種 D:絶滅種 UK:情報不足

選定基準 5:東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)~東京都レッドリスト~(区部)(東京都 平成 22 年)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 留:留意種

【種名】	コサギ(サギ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	留鳥として本州以南で繁殖するが、留鳥だけでなく、地域的な移動をするものもいる。水田、河川、湖沼、湿地、干潟などの水辺に生息し、小魚、甲殻類、カエル、昆虫などを捕食する。マツ林や竹林、雑木林などを集団ねぐらや集団営巣地とする。
【確認状況】	10 月調査時に、丸子川の河道内で 1 個体が確認された。
	
確認個体(丸子川)	確認環境(丸子川)

【種名】	カワセミ(カワセミ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	留鳥として本州以南に広く分布し、北海道では夏鳥。北方のものは漂鳥である。水辺に生息し、魚類、甲殻類、水生昆虫などを水中に飛び込んで捕らえる。垂直な崖に穴を掘って営巣する。
【確認状況】	10月調査時に1個体が確認された。
	
確認個体(丸子川)	確認環境(丸子川)

【種名】	ウグイス (ウグイス科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C
【一般生態】	全国に分布し、本州では留鳥または漂鳥である。平地から亜高山のササ藪をともなう低木林や林縁などに生息し、冬には公園や庭の生け垣にも現れる。繁殖期は4～8月で、ササやヨシの枯れ葉で球形の巣をつくり、一夫多妻である。昆虫やクモ等を捕食し、花蜜や果実も食べる。
【確認状況】	6月調査時に、丸子川周辺の住宅地内から鳴き声により1個体、1月調査時にも住宅地内から地鳴きにより1個体が確認された。
	
確認種※	確認環境(丸子川)

※ 写真出典:日本の野鳥 590(平凡社 2000)

④哺乳類・爬虫類・両生類・陸産貝類

現地調査の結果、爬虫類ではニホンヤモリ、ニホンカナヘビの2科2種が確認された。なお、哺乳類、両生類、陸産貝類については、重要種に該当する種は確認されなかった。重要種一覧(哺乳類・爬虫類・両生類・陸産貝類)を表2-49に示す。また、確認された重要種の概要について以下に示す。

表 2-49 重要種一覧(哺乳類・爬虫類・両生類・陸産貝類)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				重要種選定基準					
			6月	7月	10月	3月	1	2	3-1	3-2	4	5
爬虫類												
1	ヤモリ	ニホンヤモリ	●									VU
2	カナヘビ	ニホンカナヘビ	●									VU
2科2種			2種	-	-	-	-	-	-	-	-	2種

選定基準 1:文化財保護法(昭和25年 法律第214号)

特:特別天然記念物 天:天然記念物

選定基準 2:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年 法律第75号)

内:国内希少野生動植物種 際:国際希少野生動植物種 緊:緊急指定種

選定基準 3-1:哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリストの見直しについて(環境省 2007年8月3日)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA類 EN:絶滅危惧 IB類 VU:絶滅危惧 II類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

選定基準 3-2:鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて

(環境省 2006年12月22日)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I類 VU:絶滅危惧 II類 NT:準絶滅危惧

DD:情報不足



選定基準 4:東京都の保護上重要な野生生物種(区部)(東京都 平成10年)

A:絶滅危惧種 B:危急種 C:希少種 D:絶滅種 UK:情報不足

選定基準 5:東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)~東京都レッドリスト~(区部)(東京都 平成22年)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA類 EN:絶滅危惧 IB類 VU:絶滅危惧 II類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 留:留意種

【種名】	ニホンヤモリ(ヤモリ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	本州、四国、九州、対馬などに分布する。人間の生活環境に近いところに生息し、民家等の建物や、人家周辺に多くみられる。5~8月頃に2~3個の卵を1~2回産卵する。卵は40日から90日で孵化する。主に夜間活動し、昆虫類やクモ類を捕食する。
【確認状況】	6月調査時に、2個体の成体が確認された。確認された環境は、ブロックの隙間など人工構造物であった。
	
確認個体(丸子川)	確認環境(丸子川)

【種名】	ニホンカナヘビ(カナヘビ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	日本固有種で、北海道、本州、四国、九州および周辺の島嶼に分布する。平地から低山地の草地等にすむ。繁殖期は 3～9 月で、2～6 個の卵を、1～6 回産卵する。卵は約 2 ヶ月で孵化する。主に昆虫類やクモ類を捕食する。
【確認状況】	6 月調査時に、1 個体の死体が確認された。確認された環境は、草地が比較的残された箇所の脇であった。
	
確認個体(丸子川)	確認環境(丸子川)

⑤土壌生物

現地調査の結果、重要種に該当する種は確認されなかった。

⑥水生生物(魚類を含む)

現地調査の結果、重要種として、魚類ではメダカの1科1種が確認された。底生動物ではテナガエビ、ハグロトンボの2科2種が確認された。重要種一覧(水生生物)を表2-50に示す。また、確認された重要種の概要について以下に示す。

表 2-50 重要種一覧(水生生物)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				重要種選定基準					
			7月	8月	10月	3月	1	2	3-1	3-2	4	5
魚類												
1	メダカ	メダカ	●	●	●	●			VU		B	CR+EN
1科1種			1種	1種	1種	1種	—	—	1種	—	1種	1種
底生動物												
1	テナガエビ	テナガエビ			●							留
2	カワトンボ	ハグロトンボ	●								A	VU
2科2種			1種	—	1種	—	—	—	—	—	1種	2種

選定基準 1:文化財保護法(昭和 25 年 法律第 214 号)

特:特別天然記念物 天:天然記念物

選定基準 2:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年 法律第 75 号)

内:国内希少野生動植物種 際:国際希少野生動植物種 緊:緊急指定種

選定基準 3-1:哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリストの見直しについて
(環境省 2007 年 8 月 3 日)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

選定基準 3-2:鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて

(環境省 2006 年 12 月 22 日)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧

DD:情報不足

選定基準 4:東京都の保護上重要な野生生物種(区部)(東京都 平成 10 年)

A:絶滅危惧種 B:危急種 C:希少種 D:絶滅種 UK:情報不足

選定基準 5:東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～(区部)(東京都 平成 22 年)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 留:留意種

【種名】	メダカ(メダカ科)
【重要種基準】	選定基準 3-1(環境省レッド 1):VU 選定基準 4(旧東京都レッド):B 選定基準 5(新東京都レッド):CR+EN
【一般生態】	本州～南琉球列島に分布するが、近年では北海道にも移植されている。平地の池や湖、水田や用水路、河川の下流域等の流れの緩い場所に生息する。繁殖期は4～10月で、藻類や水生植物に産卵する。産卵数は1回に10～20粒程度であるが、産卵回数が非常に多いことから、産卵数は1シーズンに1,000粒程度にもなる。動物性プランクトンや植物性プランクトンのほか、小さな落下昆虫等も餌とする雑食性種である。
【確認状況】	7月調査時に42個体、8月調査時に29個体、10月調査時に156個体、3月調査時に26個体が確認された。



確認個体(丸子川)



確認環境(丸子川)

【種名】	テナガエビ(テナガエビ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):留意種
【一般生態】	北海道、琉球列島以外の日本列島に分布。比較的低位の河川や湖、池沼などに生息するが、特に河口域や汽水湖に多産。夜行性で、昼間は石の下や物陰に潜む。繁殖期は5～9月。汽水域では孵化幼生期に海まで降河し、成長する。幼生後期に底生生活へ移行し、河川を遡上するものが多い。雑食性で、主に夜間に石の下などから這い出して水生植物や魚の死体などを餌とする。
【確認状況】	10月調査時に1個体が確認された。



確認個体(丸子川)



確認環境(丸子川)

【種名】	ハグロトンボ(カワトンボ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):A 選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	本州、四国、九州のほか、佐渡島や淡路島の島嶼にも分布する。幼虫は、平地や丘陵地などを流れる河川の水生植物が生育する場所に生息する。幼虫・成虫とも肉食性で、幼虫は小型の水生昆虫類、成虫はアブラムシ等の小型の昆虫類などを餌とする。繁殖期は、成虫が出現する 6～10 月頃で、水生植物の植物組織内に産卵する。
【確認状況】	7 月調査時に 1 個体が確認された。
	
確認個体(丸子川)	生息環境(丸子川)

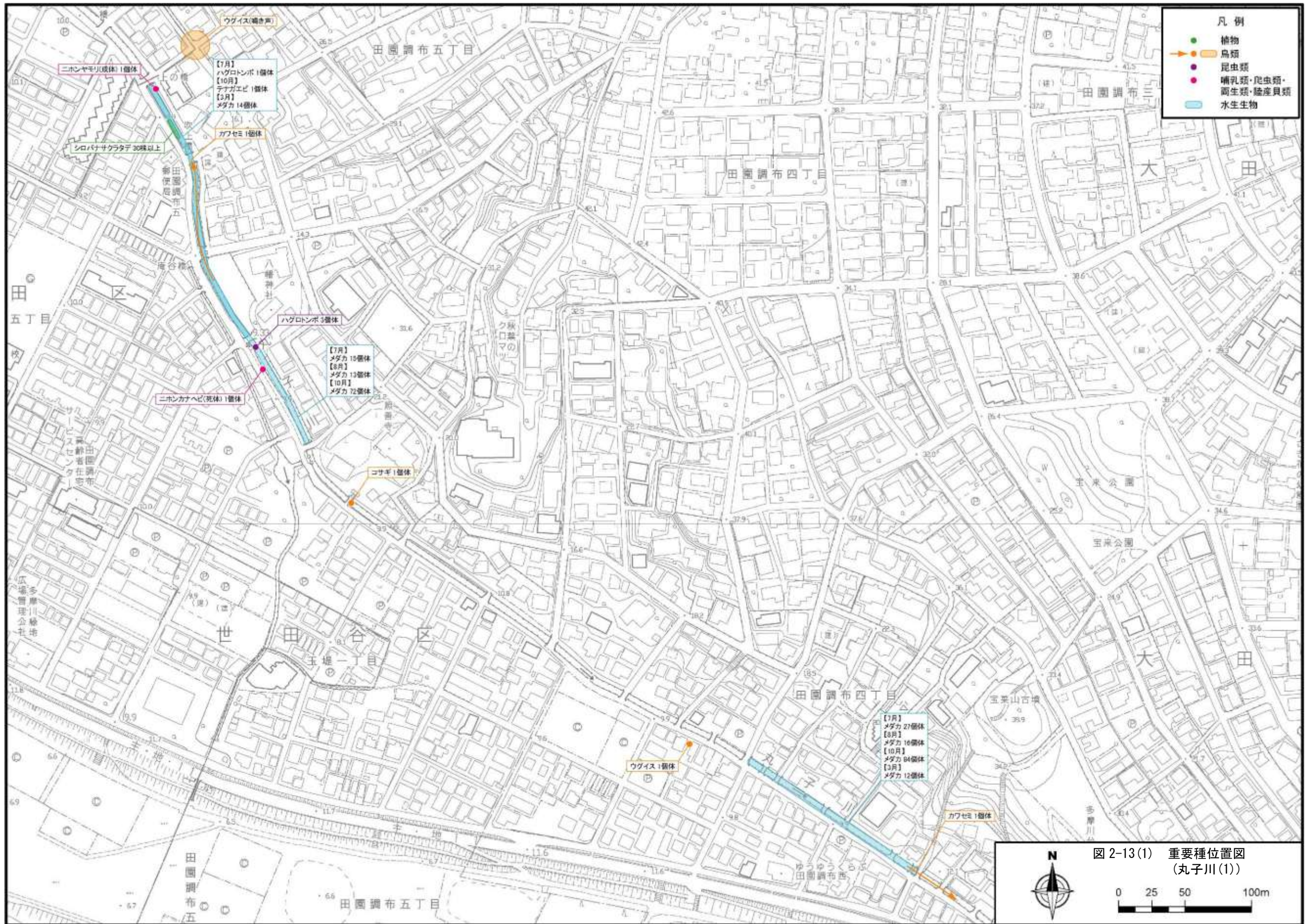


図 2-13(1) 重要種位置図 (丸子川(1))

2.7.3. 外来種

現地調査により確認された種を対象に、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年 法律第78号)」において、「特定外来生物」及び「要注意外来生物」に該当する種を外来種として選定した。

①植物

現地調査の結果、特定外来生物、または要注意外来生物に該当する外来種として、表 2-51 に示す 9 科 18 種が確認された。

丸子川は、植物の生育可能な場所が少ないにもかかわらず多くの外来種が確認された。確認された場所は、コンクリート護岸の隙間やアスファルトの隙間に加え、上流端分の植栽草地内等であった。丸子川では、植物が生育できる環境は上流側にみられる植生帯しか存在しない。この植生帯は、人為的な管理が実施されており、秋季から冬季に掛けて刈り取られる。抽出された外来種は、このような人為的な管理によってできた裸地部分に、いち早く侵入、定着しているものと考えられる。

表 2-51 外来種一覧(植物)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				外来生物法	
			6月	8月	10月	3月		
1	カタバミ	ムラサキカタバミ		●	●	●	要	(2)
2	アカバナ	メマツヨイグサ		●			要	(2)
3		コマツヨイグサ	●	●			要	(2)
4	モクセイ	トウネズミモチ	●			●	要	(3)
5	オオバコ	ヘラオオバコ	●			●	要	(2)
6	キク	アメリカセンダングサ	●	●	●		要	(2)
7		コセンダングサ	●				要	(2)
8		ヒメムカシヨモギ	●	●			要	(2)
9		ハルジオン		●			要	(2)
10		セイトカアワダチソウ	●	●	●	●	要	(1)
11		ヒメジョオン			●		要	(2)
12		セイヨウタンポポ			●	●	要	(2)
13	オモダカ	ナガバオモダカ		●	●		要	(2)
14	アヤメ	キシノウエ	●	●			要	(2)
15	ツユクサ	ノハカタカラクサ	●	●	●	●	要	(2)
16		オニウシノケグサ	●				要	(3)
17		ネズミムギ	●				要	(3)
18	カヤツリグサ	メリケンガヤツリ	●	●	●	●	要	(2)
9科18種			12種	11種	8種	7種		

選定基準: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年 法律第78号)

特: 特定外来生物

要: 要注意外来生物

(1)被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物

(2)被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

(3)別途総合的な取組みを進める緑化植物

②昆虫類(クモ類を含む)

現地調査の結果、外来種に該当する種として、アカボシゴマダラの1科1種が確認された。確認された外来種を表2-52に示す。アカボシゴマダラは近年関東地方で分布を拡大しつつある種である。幼虫期の食樹はエノキで、もともと類似環境に生息するゴマダラチョウと生態的に競合するのではないかという危惧がある。

表 2-52 外来種一覧(昆虫)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				外来生物法
			6月	8月	10月	1月	
1	タテハチョウ	アカボシゴマダラ			●		要 (2)
1科1種			—	—	1種	—	

選定基準: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年 法律第78号)

特: 特定外来生物

要: 要注意外来生物

(1) 被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

(2) 選定の対象とならないが注意喚起が必要な外来生物(他法令の規制対象種)

③鳥類

現地調査の結果、特定外来生物、または要注意外来生物に該当する外来種は確認されなかった。

④哺乳類・両生類・爬虫類・陸産貝類

現地調査の結果、特定外来生物、または要注意外来生物に該当する外来種として、爬虫類では1科1種が確認された。なお、哺乳類、両生類、陸産貝類について、外来種に該当する種は確認されなかった。外来種一覧(哺乳類・両生類・爬虫類・陸産貝類)を表2-53に示す。ミシシippアカミミガメは、ペットとして流通、飼育されている種であり、ペットとして飼育されていた個体が、放逐されたと考えられる。在来のカメ類と生息環境が類似しているために、本公園でも在来種のカメとの競合・放逐や、水草や水生昆虫等に対する影響が懸念されている。

表 2-53 外来種一覧(哺乳類・両生類・爬虫類・陸産貝類)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				外来生物法
			6月	7月	10月	3月	
爬虫類							
1	ヌマガメ	ミシシippアカミミガメ		●			要 (1)
1科1種			—	1種	—	—	

選定基準: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年 法律第78号)

特: 特定外来生物

要: 要注意外来生物

(1) 被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物

(2) 被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

⑤土壌生物

現地調査の結果、特定外来生物、または要注意外来生物に該当する外来種は確認されなかった。

⑥水生生物(魚類を含む)

現地調査の結果、特定外来生物、または要注意外来生物に該当する外来種として、タイワンシジミ、アメリカザリガニの2科2種が確認された。外来種一覧を表2-54に示す。また、確認された外来種の概要について以下に示す。

タイワンシジミ、アメリカザリガニともに、人為的に放流されたものと考えられる。タイワンシジミは、関東・九州・四国の各地で定着が確認されており、マシジミの生息地でタイワンシジミが見つかる、マシジミの消失が懸念される。またアメリカザリガニは雑食性であることから、本公園でも水生昆虫等の在来種との競合・駆逐のおそれが懸念される。

表 2-54 外来種一覧(水生生物)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				外来生物法
			7月	8月	10月	3月	
底生動物							
1	シジミ	タイワンシジミ	●	●	●	●	要 (2)
2	ザリガニ	アメリカザリガニ	●	●	●	●	要 (1)
2科2種			2種	2種	2種	2種	

選定基準: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年 法律第78号)

特: 特定外来生物

要: 要注意外来生物

(1)被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物

(2)被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

(3)選定の対象とならないが、注意喚起が必要な外来生物

2.7.4. まとめ

本業務の調査範囲は、世田谷区との境界から下流に位置しており、住宅地内を流れている。流路はコンクリートで護岸が施されており、河床には砂・泥が堆積している。植生がない箇所が多いが、上流側の両岸に植栽草地がみられるほか、下流側の河床に砂が堆積した箇所には沈水植物のヒルムシロ属の一種が群落を形成していた。

丸子川ではコイ、メダカ、ドジョウなどの魚類、ヒメアメンボ、アメンボなどの水生昆虫類が確認されている。このうち雑食性であるコイの生息数が多いため、トンボのヤゴ等の水生昆虫や魚類の稚魚等がコイによって捕食されていると考えられる。河道内の大部分はコイの行き来が可能であるため、丸子川の生物多様性を向上させるためには、魚の稚魚や水生昆虫等がコイから逃げ込めるような空間を創出する必要がある。

また丸子川では、外来種のアメリカザリガニやタイワンシジミ、ミシシippアカミミガメといったペット由来のカメ類の生息が確認されており、周辺の他の水域にとって外来種の供給源になってしまうことが懸念される。

2.8. 六郷用水

2.8.1. 生育・生息種の状況

六郷用水において生育・生息が確認された生物の確認種数を表 2-55 に示すとともに、植生図及び主な確認種(群落)を図 2-14 に示す。なお、各項目の現地調査における確認種一覧、植生調査結果は資料編に添付した。

表 2-55 分類群別確認種目科種数一覧(六郷用水)

項目	目科種数	項目	目科種数
植物	51 科 95 種類	昆虫類(クモ類を含む)	9 目 40 科 68 種
鳥類	3 目 10 科 13 種	哺乳類	—
爬虫類	2 目 4 科 6 種	両生類	—
陸産貝類	2 目 5 科 6 種	土壌生物	16 目 23 科 32 種
魚類	1 目 1 科 8 種	底生動物	7 目 5 科 11 種

※ 注) 調査項目は、①植物、②昆虫類(クモ類を含む)、③鳥類、④哺乳類・爬虫類・両生類・陸産貝類、⑤土壌生物、⑥水生生物(魚類を含む)の 6 項目であるが、分類群別に示した。

六郷用水は、江戸時代初期に開削された農業用水路であり、現在の六郷用水は一部を復元したものである(「水質関係調査報告書(平成 7 年度)」(大田区環境部環境保全課)。

本業務の調査範囲は、中原街道から東光院にかけての範囲であり、「東京の名湧水 57 選」に指定されている湧水がみられる。六郷用水は、復元した水路であるために人工的な流れになっていた。植生はほとんどみられず、水路内に 2 箇所植栽と、東光院付近にややまとまった植栽がみられる程度であった。また、隣接する斜面にはスタジイ群落、コナラ群落がみられた。そのため、斜面林からの樹林内に生育する植物の種子の供給があると考えられ、六郷用水周辺のわずかに土壌が堆積している箇所、植物の芽ばえが生育していた。

以上のように、六郷用水は復元された人工的な流れであり、植生に乏しい用水路であった。そのような中、小規模な植栽や周辺の緑地、街路樹を利用している動物がみられた。

昆虫類は、アオバハゴロモ、ツクツクボウシ、クロシタアオイラガ等の樹林性の種やメダカナガカメムシ、マルカメムシ、イチモンジセセリ等の草地性の種が確認された。周囲が住宅地であることや、調査地が暗く昆虫類の生息に適した樹林環境や草地環境が少ない



六郷用水



湧水

ため、全体的に確認された昆虫の種数は少なかった。また、水生昆虫もモノサシトンボ、アメンボの2種の確認に留まった。

鳥類では、斜面林で樹林性のヒヨドリ、シジュウカラ、メジロなどが確認された。また住宅地では、ハシブトガラスやキジバト、スズメ等がみられた。また、住宅地上空を飛翔する外来種のワカケホンセイインコ等も確認された。用水路内では、水辺に生息する鳥類は確認されなかった。

哺乳類・爬虫類・両生類は、用水路内においてミシシippアカミミガメに代表されるような外来種のカメ類が多数確認された。隣接する斜面林付近では、ニホントカゲ、ヒバカリが確認された。陸産貝類は、植栽され樹木の根際などに、アズキガイ、ナミギセル、オカチョウジガイ、ウラジロベッコウ、エンスイマイなどが確認された。

土壌生物は、乾燥に強いワラジムシやオカダンゴムシ等、様々な環境の土中に営巣するクロヤマアリやトビロケアリ等が確認された。土壌が植栽された樹木の根元などに限られ、加えて手入れが行き届いて落葉層が少ないため、種数は少なかった。

水生生物では、コイ、アブラハヤ、モツゴなどの魚類、*Neocaridina*属、アメリカザリガニなどの甲殻類、アメンボなどの水生昆虫類が確認された。ここでは、ニシキゴイやキンギョ、ソウギョなど、観賞用魚類をはじめ人為的に放流されたとみられるが魚種が多数、確認された。



隣接する斜面林



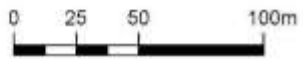
水際部の植栽

項目(確認種数)	環境	主な確認種(群落)
植物・植生	水際の植生	植栽された植物
	開放水面	植栽された植物
昆虫類	水際の植生	ミンミンゼミ、ニレハムシ、ムラサキシジミ
	開放水面	モノサシトンボ、アメンボ
鳥類	水際の植生	キジバト、ヒヨドリ、シジュウカラ、スズメ、ムクドリ、ハシトガラス、カワラバト
	開放水面	ハクセキレイ
哺乳類・爬虫類・両生類・陸産貝類	水際の植生(斜面林周辺を含む)	クサガメ、ニホントカゲ、ヒバカリ
	開放水面	ミシシビアカミミガメ
土壌動物	水際の植生	(植栽樹木の根元)アズキガイ、オカチョウジガイ
	開放水面	-
水生生物	水際の植生	-
	開放水面	コイ、ニシキゴイ、キンギョ、アブラハヤ、モツゴ、アメリカザリガニ、アメンボ



凡例No.	群落名
1	メヒシバ・エノコログサ群落
2	アレチウリ群落
3	セイタカアワダチソウ群落
4	セイバンモロコシ群落
5	ヨシ群落
6	ヒルムシロ風の一つ※群落
7	コナラ群落
8	スダジイ群落
9	クロマツ群落
10	植栽樹群
11	植栽草地
12	人工草地
13	広場・庭園
14	園路
15	グラウンド
16	構造物
17	コンクリート構造物
18	駐車場
19	道路
20	開放水面

図 2-14 植生図
(六郷用水)



2.8.2. 重要種

現地調査により確認された種を対象に、表 2-56 に示す基準に該当する種を重要種として選定した。重要種位置図を図 2-15 に示す。

表 2-56 重要種選定基準

植物	選定基準 1 (保護法)	文化財保護法(昭和 25 年 法律第 214 号) 特:特別天然記念物 天:天然記念物
	選定基準 2 (種の保存法)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年 法律第 75 号) 内:国内希少野生動植物種 際:国際希少野生動植物種 緊:緊急指定種
	選定基準 3 (環境省レッド)	哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリストの見直しについて(環境省 2007 年 8 月 3 日) EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足
	選定基準 4 (旧東京都レッド)	東京都の保護上重要な野生生物種(東部)(東京都 平成 10 年) A:絶滅危惧種 B:危急種 C:希少種 D:絶滅種 UK:情報不足
	選定基準 5 (新東京都レッド)	東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～(区部) (東京都 平成 22 年) EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足
動物	選定基準 1 (保護法)	文化財保護法(昭和 25 年 法律第 214 号) 特:特別天然記念物 天:天然記念物
	選定基準 2 (種の保存法)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年 法律第 75 号) 内:国内希少野生動植物種 際:国際希少野生動植物種 緊:緊急指定種
	選定基準 3-1 (環境省レッド 1)	哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリストの見直しについて(環境省 2007 年 8 月 3 日) EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足
	選定基準 3-2 (環境省レッド 2)	鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて (環境省 2006 年 12 月 22 日) EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足
	選定基準 4 (旧東京都レッド)	東京都の保護上重要な野生生物種(区部)(東京都 平成 10 年) A:絶滅危惧種 B:危急種 C:希少種 D:絶滅種 UK:情報不足
	選定基準 5 (新東京都レッド)	東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～(区部) (東京都 平成 22 年) EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 留:留意種

①植物

現地調査の結果、重要種に該当する種は確認されなかった。

②昆虫類(クモ類を含む)

現地調査の結果、重要種としてモノサシトンボ、ハグロトンボの2科2種が確認された。

重要種一覧(昆虫類)を表 2-57 示す。また、確認された重要種の概要について以下に示す。

表 2-57 重要種一覧(昆虫類)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				重要種選定基準				
			6月	8月	10月	1月	1	2	3	4	5
1	モノサシトンボ	モノサシトンボ		●							DD
2	カワトンボ	ハグロトンボ		●※						A	VU
2科2種			—	2種	—	—	—	—	—	1種	2種

※ 注) 7月26日に実施した区民参加による生物・植物調査時の確認である。

選定基準 1: 文化財保護法(昭和25年 法律第214号)

特: 特別天然記念物 天: 天然記念物

選定基準 2: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年 法律第75号)

内: 国内希少野生動植物種 際: 国際希少野生動植物種 緊: 緊急指定種

選定基準 3: 哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリストの見直しについて(環境省 2007年8月3日)

EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR: 絶滅危惧 IA 類 EN: 絶滅危惧 IB 類 VU: 絶滅危惧 II 類

NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足

選定基準 4: 東京都の保護上重要な野生生物種(区部)(東京都 平成10年)


A: 絶滅危惧種 B: 危急種 C: 希少種 D: 絶滅種 UK: 情報不足

選定基準 5: 東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)~東京都レッドリスト~(区部及び本土部)(東京都 平成22年)

EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 IA 類 EN: 絶滅危惧 IB 類

VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 留: 留意種

【種名】	モノサシトンボ(モノサシトンボ科)
【重要種基準】	選定基準 5(新東京都レッド):DD
【一般生態】	北海道、本州、四国、九州に分布する。成熟成虫は主に平地から低山地にかけての樹陰のある池沼、時に河川の淀みなどでも見られる。5～6月より羽化して林床周辺で過ごし、成熟成虫は夏期を中心に池で見られ生殖行動を行う。9月頃まで見られるが、10月に入ると大幅に減少する。
【確認状況】	8月調査時に、飛翔する2個体が確認された。
	
確認個体(六郷用水)	確認環境(六郷用水)

【種名】	ハグロトンボ(カワトンボ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):A 選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	本州、四国、九州に分布する。成熟成虫は、主に平地から丘陵地にかけての河川中下流域や用水路などで見られる。少しでも水草があれば、人為の加わったある程度汚れた環境でも見ることができる。羽化は6～7月に行われ、成熟個体は8～9月に多く見られる。
【確認状況】	7月26日に実施した区民参加の生物・植物調査において、1個体の生息が確認された。
	
	確認個体(六郷用水※)

※ 撮影:おおたく環境探検隊 北間氏

③鳥類

現地調査の結果、重要種としてコサギ1科1種が確認された。重要種一覧(鳥類)を表2-58に示す。また、確認された重要種の概要について以下に示す。

表 2-58 重要種一覧(鳥類)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				重要種選定基準				
			6月	7月	10月	1月	1	2	3	4	5
1	サギ	コサギ				●※					VU
1科1種			—	—	—	1種	—	—	—	—	2種

※ 注) 3月の他項目調査時に確認された

選定基準 1: 文化財保護法(昭和25年 法律第214号)

特: 特別天然記念物 天: 天然記念物

選定基準 2: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年 法律第75号)

内: 国内希少野生動植物種 際: 国際希少野生動植物種 緊: 緊急指定種

選定基準 3: 鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて(環境省 2006年12月22日)

EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足

選定基準 4: 東京都の保護上重要な野生生物種(区部)(東京都 平成10年)

A: 絶滅危惧種 B: 危急種 C: 希少種 D: 絶滅種 UK: 情報不足

選定基準 5: 東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～(区部)(東京都 平成22年)

EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR: 絶滅危惧 IA 類 EN: 絶滅危惧 IB 類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 留: 留意種

【種名】	コサギ(サギ科)
【重要種基準】	選定基準 5 (新東京都レッド): VU
【一般生態】	留鳥として本州以南で繁殖するが、留鳥だけでなく、地域的な移動をするものもいる。水田、河川、湖沼、湿地、干潟などの水辺に生息し、小魚、甲殻類、カエル、昆虫などを捕食する。マツ林や竹林、雑木林などを集団ねぐらや集団営巣地とする。
【確認状況】	3月の他項目調査時に、用水内で1個体が確認された。
	
確認個体(六郷用水)	確認環境(六郷用水)

④哺乳類・爬虫類・両生類・陸産貝類

現地調査の結果、重要種として、爬虫類ではクサガメ、ニホントカゲ、ヒバカリの2科3種が確認された。なお、哺乳類、両生類、陸産貝類について、重要種に該当する種は確認されなかった。重要種一覧(哺乳類・爬虫類・両生類・陸産貝類)を表2-59に示す。また、確認された重要種の概要について以下に示す。

表 2-59 重要種一覧(哺乳類・爬虫類・両生類・陸産貝類)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				重要種選定基準					
			6月	7月	10月	3月	1	2	3-1	3-2	4	5
爬虫類												
1	イシガメ	クサガメ	●	●	●						C	DD
2	トカゲ	ニホントカゲ		●							A	CR+EN
3		ヒバカリ			●						A	VU
2科3種			1種	2種	2種	-	-	-	-	-	3種	3種

選定基準 1:文化財保護法(昭和 25 年 法律第 214 号)

特:特別天然記念物 天:天然記念物

選定基準 2:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年 法律第 75 号)

内:国内希少野生動植物種 際:国際希少野生動植物種 緊:緊急指定種

選定基準 3-1:哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリストの見直しについて
(環境省 2007 年 8 月 3 日)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

選定基準 3-2:鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて
(環境省 2006 年 12 月 22 日)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧

DD:情報不足

選定基準 4:東京都の保護上重要な野生生物種(区部)(東京都 平成 10 年)

A:絶滅危惧種 B:危急種 C:希少種 D:絶滅種 UK:情報不足

選定基準 5:東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～(区部)(東京都 平成 22 年)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA 類 EN:絶滅危惧 IB 類 VU:絶滅危惧 II 類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 留:留意種

【種名】	クサガメ(イシガメ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C 選定基準 5(新東京都レッド):DD
【一般生態】	本州、四国、九州、佐渡島、隠岐、見島、対馬、壱岐、淡路島、五島列島等に分布するが、一部は移入個体群である。流れの緩やかな河川や低地の湖沼、およびその周辺に生息するほか、水田等でもみられる場合がある。産卵は、6～8月に1～3回行われ、4～11個の卵を産む。雑食性で魚類、甲殻類、水草等を食べる。水辺の湿った土を掘って産卵することから、河川や池沼の護岸工事により産卵場所が失われる傾向にある。
【確認状況】	6月調査時に2個体の成体が確認された。また、7月調査時に3個体の成体が確認されたほか、10月に1個体の成体が確認された。
	
確認個体(六郷用水)	確認環境(六郷用水)

【種名】	ニホントカゲ(トカゲ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):A 選定基準 5(新東京都レッド):CR+EN
【一般生態】	北海道、本州、四国、九州と周辺の島に分布する。平野部から山地の開けた環境に生息する。林縁部や山道、石垣などにすむ。4～5月に交尾し、1ヶ月ほどで5～16個の卵を産む。卵は31日～35日で孵化する。主に昆虫類やクモ類などの陸生節足動物やミズ等を捕食する。
【確認状況】	7月調査時に2個体の幼体が確認された。確認された環境は、樹林に接した石積みの壁面など、比較的日当たりのよい場所であった。
	
確認個体(六郷用水)	確認環境(六郷用水)

【種名】	ヒバカリ(ヘビ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):A 選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	本州、四国、九州、佐渡島、三宅島、隠岐、壱岐、屋久島、下甕島等に分布する日本固有種である。樹林や草地、水田周辺等に生息する。5～6 月に交尾をし、一ヶ月ほどで約 6 個の卵を産む。主にカエル類やミズ類等を捕食するが、水中に入って小魚を捕らえることもある。
【確認状況】	10 月調査時に 1 個体の成体が確認された。確認された環境は、用水脇の植栽部であり、用水に沿って続く斜面樹林に近い比較的湿った箇所であった。
	
確認個体(六郷用水)	確認環境(六郷用水)

⑤土壌生物

現地調査の結果、重要種に該当する種は確認されなかった。

⑥水生生物(魚類を含む)

現地調査の結果、重要種として、アブラハヤ、マルタ、ニゴイの1科3種が確認された。重要種一覧(水生生物)を表2-60に示す。また、確認された重要種の概要について以下に示す。

表 2-60 重要種一覧(水生生物)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				重要種選定基準					
			7月	8月	10月	3月	1	2	3-1	3-2	4	5
魚類												
1	コイ	アブラハヤ	●	●	●						C	VU
2		マルタ	●	●							C	留
3		ニゴイ			●	●					C	NT
1科3種			2種	2種	2種	1種	—	—	—	—	3種	3種

選定基準 1:文化財保護法(昭和25年 法律第214号)

特:特別天然記念物 天:天然記念物

選定基準 2:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年 法律第75号)

内:国内希少野生動植物種 際:国際希少野生動植物種 緊:緊急指定種

選定基準 3-1:哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリストの見直しについて(環境省 2007年8月3日)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA類 EN:絶滅危惧 IB類 VU:絶滅危惧 II類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

選定基準 3-2:鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて

(環境省 2006年12月22日)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I類 VU:絶滅危惧 II類 NT:準絶滅危惧

DD:情報不足

選定基準 4:東京都の保護上重要な野生生物種(区部)(東京都 平成10年)

A:絶滅危惧種 B:危急種 C:希少種 D:絶滅種 UK:情報不足

選定基準 5:東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～(区部)(東京都 平成22年)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA類 EN:絶滅危惧 IB類 VU:絶滅危惧 II類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 留:留意種

【種名】	アブラハヤ(コイ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C 選定基準 5(新東京都レッド):VU
【一般生態】	福井県・岡山県以東の本州のみに分布し、河川の上～中流域や湧水のある細流の淵や淀み、抽水植物の生え際等の流れの緩い場所に生息するほか、山間部の池沼などにも生息する。産卵期は3～8月で、淵等の河床が窪んだ砂礫底に産卵する。主に底生動物を餌としているが、付着藻類等も餌とする雑食性種である。
【確認状況】	7月調査時に100個体、8月調査時に68個体、10月調査時に63個体が確認された。



確認個体(六郷用水)



確認環境(六郷用水)

【種名】	マルタ(コイ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C 選定基準 5(新東京都レッド):留意種
【一般生態】	東京湾および富山湾以北の比較的大きな河川に分布する。回遊性魚類で汽水域から内湾にかけて生息するが、産卵期には河川に遡上する。繁殖期および繁殖行動等はウグイと同様で、3～5 月頃にかけて礫底の瀬において群れて産卵するが、ウグイより流れの速い場所で産卵する傾向がみられる。主に貝類等の底生動物を餌とする。
【確認状況】	7 月調査時に 2 個体、8 月調査時に 1 個体が確認された。
	
確認個体(六郷用水)	確認環境(六郷用水)

【種名】	ニゴイ(コイ科)
【重要種基準】	選定基準 4(旧東京都レッド):C 選定基準 5(新東京都レッド):NT
【一般生態】	本州、四国のほぼ全域と九州北西部に分布する。河川の中～下流域や湖に生息し、流れの緩やかな砂底を好む。コイ科としては耐塩性がやや強く、汚濁や富栄養化にも強い。繁殖期は4～7月頃で、河川中流域の砂礫底に粘性のある卵を産卵する。水生昆虫を主な餌とするが、小魚や付着藻類等を餌とする雑食性種である。
【確認状況】	10 月調査時に 1 個体、3 月調査時に 1 個体が確認された。
	
確認個体(六郷用水)	確認環境(六郷用水)

2.8.3. 外来種

現地調査により確認された種を対象に、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年 法律第78号)」において、「特定外来生物」及び「要注意外来生物」に該当する種を外来種として選定した。

①植物

現地調査の結果、特定外来生物、または要注意外来生物に該当する外来種として、表 2-61 に示す 2 科 2 種が確認された。

六郷用水は、全調査地を通じて最も外来種の確認種類数が少なかった。これは、植物の生育可能な場所が少なかったためと考えられる。

表 2-61 外来種一覧(植物)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				外来生物法	
			6月	8月	10月	3月		
1	モクセイ	トウネズミモチ	●	●		●	要	(3)
2	キク	セイヨウタンポポ			●		要	(2)
2科2種			1種	1種	1種	1種		

選定基準: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年 法律第78号)

特: 特定外来生物

要: 要注意外来生物

(1) 被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物

(2) 被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

(3) 別途総合的な取組みを進める緑化植物

②昆虫類(クモ類を含む)

現地調査の結果、特定外来生物、または要注意外来生物に該当する外来種は確認されなかった。

③鳥類

現地調査の結果、特定外来生物、または要注意外来生物に該当する外来種は確認されなかった。

④哺乳類・両生類・爬虫類・陸産貝類

現地調査の結果、特定外来生物、または要注意外来生物に該当する外来種として、爬虫類ではフロリダアカハラガメ、キバラガメ、ミシシippアカミミガメの1科3種が確認された。なお、哺乳類、両生類、陸産貝類については、該当する外来種は確認されなかった。外来種一覧(哺乳類・両生類・爬虫類・陸産貝類)を表 2-62 に示す。

確認された3種は、両種ともペットとして流通、飼育されている種であり、ペットとして飼育されていた個体が、放逐されたと考えられる。また両種とも、在来のカメ類と生息環境が類似しているために、本公園でも在来種のカメとの競合・放逐や、水生昆虫等に対する影響が懸念されている。

表 2-62 外来種一覧(哺乳類・両生類・爬虫類・陸産貝類)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				外来生物法	
			6月	7月	10月	3月		
爬虫類								
1	ヌマガメ	フロリダアカハラガメ	●	●			要	(2)
2		キバラガメ			●		要	(1)
3		ミシシippアカミミガメ	●	●	●	●	要	(1)
1科3種			2種	2種	2種	1種		

選定基準: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年 法律第78号)

特: 特定外来生物

要: 要注意外来生物

(1)被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物

(2)被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

⑤土壌生物

現地調査の結果、特定外来生物、または要注意外来生物に該当する外来種は確認されなかった。

⑥水生生物(魚類を含む)

現地調査の結果、特定外来生物、または要注意外来生物に該当する外来種として、魚類ではソウギョの1科1種、底生動物ではアメリカザリガニの1科1種が確認された。外来種一覧を表2-63に示す。

両種とも、人為的に放流されたものと考えられる。ソウギョは、中国から導入された魚類であり、近年では除草目的や釣りのために北海道から九州にかけて放流されている。水草等の植物を食べるために、在来植物群落への影響が懸念されている。ただし、六郷用水では、ソウギョが食べる水草は無いと考えられるため、住民の方によって餌を与えられていると考えられる。

アメリカザリガニは雑食性であることから、水生昆虫等の在来種との競合・駆逐のおそれが懸念される。

表 2-63 外来種一覧(水生生物)

No.	科名	種名(和名)	調査実施月				外来生物法
			7月	8月	10月	3月	
魚類							
1	コイ	ソウギョ	●	●	●	●	要 (2)
1科1種			1種	1種	1種	1種	
底生動物							
2	ザリガニ	アメリカザリガニ	●	●	●	●	要 (1)
1科1種			1種	1種	1種	1種	

選定基準:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年 法律第78号)

特:特定外来生物

要:要注意外来生物

- (1)被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物
- (2)被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物
- (3)選定の対象とならないが、注意喚起が必要な外来生物

2.8.4. まとめ

本業務の調査範囲は、中原街道から東光院にかけての範囲であり、復元した水路であるために人工的な流れになっていた。植生はほとんどみられず、水路内に2箇所の小規模な植栽がみられるのと、東光院付近にややまとまった植栽がみられる程度であった。

六郷用水では、コイ、ソウギョ、モツゴ、アブラハヤ等の多くの魚類が確認された。底生動物は、アメンボ、ユスリカの仲間、トビケラの仲間が確認されているが、トンボのヤゴ等は確認されなかった。これは、雑食性のコイの生息数が多いことから、トンボのヤゴ等の水生昆虫がコイによって捕食されてしまったためと考えられる。よって、丸子川と同様に、六郷用水の生物多様性を向上させるためには、稚魚や水生昆虫がコイから逃げ込めるような空間を創出する必要がある。

また六郷用水では、外来種のアメリカザリガニや、ミシシippアカミミガメといったペット由来のカメ類の生息が確認されており、周辺の他の水域にとって外来種の供給源になってしまうことが懸念される。